

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第12号）

招集年月日 平成24年3月27日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時13分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1	発委第 1 号	与謝野町議会基本条例の制定について	(提案)
日程第 2	議員発議第 1 号	宮津与謝消防組合規約の一部変更の協議について	(提案)
日程第 3	議案第 37 号	平成 24 年度与謝野町一般会計予算	(質疑～表決)
日程第 4	議案第 38 号	平成 24 年度与謝野町簡易水道特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 5	議案第 39 号	平成 24 年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 6	議案第 40 号	平成 24 年度与謝野町下水道特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 7	議案第 41 号	平成 24 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 8	議案第 42 号	平成 24 年度与謝野町介護保険特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 9	議案第 43 号	平成 24 年度与謝野町土地取得特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 10	議案第 44 号	平成 24 年度与謝野町国民健康保険特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 11	議案第 45 号	平成 24 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 12	議案第 46 号	平成 24 年度与謝野町財産区特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 13	議案第 47 号	平成 23 年度与謝野町水道事業会計予算	(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

きのうと打って変わって、きょうは大変よい天気になりました。また、きょうも一日、お世話になります。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 発委第1号 与謝野町議会基本条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長(秋山 誠) おはようございます。

それでは朗読をさせていただきます。

発委第1号 平成24年3月27日、与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会活性化特別委員会委員長 今田博文

与謝野町議会基本条例の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第110条第5項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

議長(井田義之) 提案議員の提案説明を求めます。

16番、今田委員長。

議会活性化特別委員長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

それでは、今、議題となりました議会基本条例について、提案説明をさせていただきたいと思っています。

その前に前回、全員協議会で皆さんに説明をさせていただきました。それ以後、修正を加えましたので、まず、その部分について、説明をさせていただきたいと思っています。

まず、前文でございます。前文に与謝野町民、以下「町民」、それから、以下「議員」、以下「議会」、以下「町長」と、こういうふうに括弧でくくってございます。これは町村議長の福井事務局長からもご指摘をいただきまして、条例にするのならば、やはりこういう形で整理をしておくべきだというふうなご指摘をいただきましたので、このように修正をさせていただきました。

それから、もう一つは第4条でございます。町民参加及び町民との連携の中で、広聴という言葉を入れたほうがいいのではないかという、皆さんのご意見を踏まえさせていただきまして、最後に広聴に努めなければならない。この文言を挿入いたしました。

それから、第11条でございます。そのタイトルですけれども、議会広報広聴の充実ということですが、ここにも広聴という文字は入ってなかったわけですが、これも皆さんのご意向を踏まえまして、広聴という言葉の挿入をさせていただきました。以上が、修正箇所でございます。

それでは、中身について説明をさせていただきます。提案理由につきましては議会が町民の代表機関として地域の発展と町民福祉の向上のために果たす役割は大きいものがあり、町民に信頼

され存在感のある議会を築いていくために本条例を制定するものである。これが提案理由でございます。

それから、前文でございますけれども、地方分権時代を迎え、ますます行政需要が増大し、自己決定及び自己責任の範囲が拡大されてきており、議会が町民の代表機関として地域の発展と町民福祉の向上に果たす役割は大きいものがある。そして、自己研さんと資質の向上及び公正性と透明性の確保により町民に信頼され、存在感のある議会を築いていきたい。この前文では私たち議会の決意ということであっております。

それから、第1章総則でございますけれども、議会は町民本位の立場から執行機関の町政運営を監視、評価するものとする。それから、町民の多様な意見を把握し、町政に反映させるために政策提言、及び政策立案を積極的に行うものとする。それから、議員の活動原則の中では、議員相互間の自由な討議の推進に努め、図るものとする。それから、議員は町政全般について町民の意見を的確に把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

それから、3項ですけれども、議会の構成員として一部団体及び地域の代表者ではなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする、このようにうたっております。

それから、第2章、町民と議会の関係ですけれども、参考人制度や公聴会制度などを利用して、町民の専門的、または政策的識見を議会の討議に反映するものとする。それから、請願及び陳情は、政策提案と位置づけ、提案者の意見を聞く機会を設けるようにしなければならない。

それから、第6項ですけれども、議会懇談会の開催をうたっております。このことについては、既に町内3カ所におきまして試行的に開催をさせていただきました。

それから、第3章、町長と議会及び議員の関係ですけれども、政策をめぐる論点及び争点を明確にする。それから、議員及び町長は緊張感の保持に努めるものとする。それから、質疑に關しましては、一問一答方式で行う。

それから、第4項ですけれども、反問権を付与すると、付与する相手につきましては町長、副町長、教育委員長、教育長と、この4人に付与をすることにいたしております。このことにつきましては、政策論争の中で、いわゆる逆質問、議員からの質問に対して逆質問ができるという意味でございます。しかし、政策論争は当然ですけれども、我々議員に予算のことを問われますと、なかなか我々の範疇ではございません。したがって、予算につきましては、いわゆる執行側、町長部局にお考えをいただくということでございまして、ここでは政策論争について、いわゆる逆質問ができるということでございます。議員の質問に対して、質問趣旨が明確でよくわからないということがあります。そういう軽微なことについては反問権の範疇には入りません。そのようにご理解をいただきたいと思っております。

それから、第5項ですけれども、町長等の指揮下にある審議会など、附属機関への委員としての参画をしてはならないものとする、このようにしております。

それから、政策形成過程の説明ですけれども、この3月議会、予算議会で、既に提出をさせていただいております。中身につきましては、政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたる効果及び費用、このことについて説明をいただく書類を、既に出していただいております。

それから、第7条地方自治法の議決事件の追加でございますけれども、これは第1項で総合計

画の基本構想及び基本計画を議決事項に加えるということにしています。そのほかにつきましては、議会が必要と認める計画については、議決事項に加えることができるというふうにとらえております。

それから、第4章、討論の拡大でございますけれども、議員相互間において討論及び議論を尽くして合意形成に努めるものとするということでございます。いわゆる議員間の自由討議を活発に行っていくという趣旨でございます。

それから、第5章、議会及び議会事務局の体制整備、第5章では議員研修、あるいは議会事務局、あるいは議会広報の充実をうたっております。

それから、第6章、議員の政治倫理、身分及び待遇につきましては政治倫理の保持、それから、第2項では、町の補助金交付団体の代表に就任しないように努めるものとする、このようにうたっております。それから、議員定数、議員報酬につきましては、別に条例で定めることにしております。

第7章、最高規範性と見直し手続でございます。議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する条例、または規則を制定してはならない。第2項では、条例の理念を浸透させるため、選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行うものとする、このようにしております。議会及び議員の責務ですけれども、この条例に定める理念及び原則並びに、これに基づいて制定される条例等を遵守して、議会を運営しなければならない。そして、町民に対する説明責任を果たさなければならないと、このようにうたっております。見直し手続につきましては、この条例の目的が達成されているかどうか検証をしなければならないと、このようにうたっています。

この最後ですけれども、この条例は公布の日から施行すると、このようにしております。

今、申し上げた中身につきましては、基本条例の議会懇談会、あるいは反問権、それから、議決事項の追加、議員間の自由討議につきましては、資料につけておりますけれども、この申し合わせ事項の中にとらえたらどうかというふうなことで、ここに既に記載をしております。

それから、議案資料につきましては、解説等をつけております。この解説は、いわゆる町民の皆さんがごらんになって、わかりやすく解説をしたらどうかという意味も含めまして、こういう、それぞれ解説文をつけておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。以上で提案を終わらせていただきますけれども、この間、全協等を通じまして、皆さんに説明をさせていただき、そして、皆さんのご意向も踏まえながら最終的にきょう、条例提案ということにさせていただきました。十分、中身についてはごらんをいただいておりますというふうに思っておりますので、どうかご承認、お認めをいただきますように、お願いを申し上げまして提案とさせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 本案について、ただいまは提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第2 議員発議第1号 宮津与謝消防組規約の一部変更の協議についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長（秋山 誠） 議員発議第1号 平成24年3月27日、与謝野町議会議長 井田義之様
提出者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

賛成者 与謝野町議会議員 勢旗毅
賛成者 与謝野町議会議員 今田博文
賛成者 与謝野町議会議員 赤松孝一
賛成者 与謝野町議会議員 宮崎有平

宮津与謝消防組合理約の一部変更の協議について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

議長（井田義之） 提案議員の提案説明を求めます。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） おはようございます。

それでは、議員発議第1号につきまして、提案者の私のほうから提案理由の説明を申し上げたいと思います。

提案理由につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により宮津与謝消防組合理約を別紙のとおり変更することについて、関係市町と協議するため同法第209条の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

少し、私のほうから経緯と内容につきまして説明をさせていただきます。この宮津与謝消防組合は構成各市町において、議員の定数につきまして随時見直しの検討が行われてきたところがありますが、昭和55年の発足以来、この議員定数につきましては、変更がされてきませんでした。このことから組合議会、議員定数の見直しについて、構成市町、議会間で協議を重ねてきた結果、このたび合意に至ったことから、今回、組合理約の変更を行うものでございます。変更の内容につきましては、定数を16人から13人に変更し、構成市町の定数は宮津市を8人から6人に、伊根町は2人のままに据え置きまして、与謝野町は6人から5人に改めるものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、お認めいただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（井田義之） 本案についても、ただいまは提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第3 議案第37号 平成24年度与謝野町一般会計予算を議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。昨日26日に引き続き質疑を続行します。質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） おはようございます。

それでは、平成24年度の一般会計の予算につきまして、1、2点、質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初に商工観光課長にお尋ねするんですが、この産業建設常任委員会でいただきました資料の中から、いわゆる総合計画にもうたっているんですが、産業、仕事のことににつきましてのことですが、この資料の2ページに仕事の誘致ということがうたってございますが、これは平成19年ですか、総合計画が策定されてから、そのときからうたっているんですが、この仕事の誘致ということにつきましての、企業誘致とは、また別のことだと思っておりますが、きょうまで4、5年経過しておるわけですが、どういったことが具体的に聞けることができるの

か、あるのか、あるいはまた、努力していただいても、もう一つだったというようなことなのか、このことにつきまして、まず、お尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 仕事の誘致という意味合いにつきましては、いわゆる附則的に書いておりますけれども、工場でなくても我が家でできる仕事という位置づけで、大きくくくれば内職的な部分も含めて、それが最終的に自分のところの事業、企てとして、企業として成り立つような方向の入り口として仕事誘致という形の意味合いでございます。ですから、内職的なところから入っていただければ、広がっていくのかなというようなことも含めましての取り組みの一つでございます。

一々、企業については申し上げませんが、織物業におきましても、そういう分野が広がっている企業も積極的にございますし、それから、いわゆる電子部品等々につきましても若干、そのような傾向があるのかなというふうに思っております。ただ、私どものほうが仕事の誘致について、企業回りをしまして、地元で、そういう手仕事を広めてほしいというところについては、まだまだ、積極的にはしておりませんが、そういう意味合いを持った取り組みをしていきたいということで、努力目標として商工観光課としては掲げているということでございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、課長のお話を聞きますと、努力目標という形のことで具体的には、もう一つ聞かせていただくことが今の段階ではないようなことでございますが、町の方々のお声をよく聞くんですが、非常に経済が停滞しておるといような中で、せんだつてもある方がお見えになって、なかなか固定資産税も払いかねるといほど追い詰められておられる自営業者の方もいらっしやいます。

そのような中で、本当に、こういった、言うなれば行政側は仕事の誘致という形のことで、この町内のこと、企業でありますとか、あるいはまた、町外の企業の、そういったご訪問をいただいて、今、課長が申されましたような内職的なあつせんでも、そういう商工観光課としてお世話になったことが一つでもあるのかなと思ってお尋ねしたんですが、ぜひ、これは今後、課長は、今年度で退職ということはお聞きしてはいますけれども、ぜひ、次の方に、やはりこれは強く申し述べてお伝えしてバトンを渡していただきたい事項だと、私は思っております。

もう一つ、4ページに空き工場とか、空き店舗の調査による仕事場の確保ということも一つの努力目標としてうたっているんですが、こういった空き工場でありますとか、空き店舗でありますとか、この調査ということがうたっているんですが、実際に与謝野町の町内の中で、どういった、どの程度の数値を確認されておられるのか、もし手元に資料がありましたらお聞きしたいと思えます。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） この取り組みにつきましては、商工会との連携によりまして、1軒、1軒の立入調査はしてはおりませんが、外から見ました状況なり、それから、経営指導の中での会員さんとの連携の中で3年前に一度、調査をさせていただいてはおりまして、データベース的には持っておりますが、月日もたっておりますので、そのあたりもう一度点検をする必要があるかなという

ように思っております。今後につなげるような形のデータベース化が図ればなというふうな思いを持って、取り組みたいという思いの中で書かせていただいております。

ですから、現在のところ予算資料ですので、予算審議の中でもちょっと資料としては手持ちはございませんが、資料としては3年前の資料を手元にデータベースとして持っておりますが、その数値の報告は今のところではできないということで、お許しが願いたいというふうに思います。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 行政の範疇に入らないというようなことかも知れませんが、いわゆる町民の方々の生活ベースそのものが、維持が難しくなっているというような環境になっておりますだけに、やはりいつでしたか、勢旗議員もわずかな、3万円でも5万円でも、たくさんの収入ではなしに、わずかなことでも収入アップにつながるような何か、そういったことがないのかというようなご質問をなされたことを記憶いたしておりますけれども、非常にそういった、厚生年金的な形で生活できる方は比較的恵まれておられると思いますけれども、国民年金だけの方というのを、高齢の方々の、高齢者でも60代、あるいは元気な方でしたら70代の方でもできるような、そういったお仕事というのが何とか確保というようなことが望まれると思っております、そういったあっせんができたなら、もちろん商工会でも連携していただいて、お願いできたらと思うようなことでございます。

それから、63ページの、これ企画財政課のほうの担当かと思うんですが、ふるさと人づくり研修事業というのがございまして、補助金が37万6,000円、予算化されております。この内容につきまして、まず、お尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

- 企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。予算書の63ページの下側にふるさと人づくり研修事業といたしまして、補助金を37万6,000円計上させていただいております。これにつきましては、これは例年、見込まれる研修事業に対する補助金を計上しておりますもので、毎年、一つには女性の船の研修事業に参加が見込まれますので、これについて補助をさせていただく、一応、補助率は3分の2とさせていただいておりますけれども、6名分を見込んでおりまして、それを計上させていただいておりますのと、そのほか実績に応じて補助金は対応させて、申請に応じて補助金を対応させていただいておりますので、当初の段階では、今、申し上げましたもののほかに5万円の5人分を見込みまして37万6,000円という補助金を計上させていただいております。これは年度途中の申請をお受けいたしましたら、それをふるさとづくりの、人づくりの委員会を持っておりますので、そちらのほうにお諮りをして、ご了解のもとに補助金を出させていただきますという内容のものでございます。

議長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） この与謝野町の人づくり研修事業の推進に関する要綱という、条例を見ますと、第1条の目的としまして、各種分野における町民の主体的及び自主的な国内外での視察研修及び体験、研修機関、そういったものの受講を推進して活力と魅力あるまちづくりの中心的役割を果たす人材の育成を図るために、この事業を行うということがうたってありまして、対象者として、まちづくりに意欲と熱意があるというようなことがうたってございます。この考え方というんですか、そういったことですけれども、まちづくりに意欲と情熱があるということの文面か

ら、どういように判断させてもらったらいのかと、私ちょっと思いまして質問をさせてもらっておるんですが、例えば、産業分野でありますとか、農業分野でありますとか、あるいはIT分野でもいいんですが、そういった経済関連についての研修なり受講なりと、そういったことについての対象にはなるのかどうか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。特に分野を狭めているという考え方をしておりません。

したがいまして、この経済活動もまちづくりの一環でございますし、また、自分の、いわゆるスキルアップをするということも人材づくりという面で、町に貢献をしていただくということにつながりますので、中身を限定して設けているものではございません。その研修に行かれる目的、内容を委員会のほうで吟味させていただいて、対象になるか否かを決定させていただいているということで、広くとらえさせていただいているというのが現状かと思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、課長のほうから、いわゆるこういったグローバルな、大きく解釈させてもらったらいというようなお答えをいただきましたので、非常に心強く感じたようなことでございます。

こういった今の課長のご説明のふるさと人づくり事業推進委員会というんですが、別途あるようございまして、そこで了解を得た方が、そういった形の対象になるということございまして、例えば、今の、先ほどご説明がございました女性の船ですか、研修ですか、こういったことは前もって半年とか、そういう以前から計画をすることができて、それなりの応募をしたいというような形のことも、それなりの準備ができて、その都度、それに準じて委員会も開かれて了解もされるんだと思うんですが、例えば、一月後であるとか、あるいは2週間後に、こういう一つのことが開示されている。そういったところで学びたいなというようなお気持ちの方に対して、いわゆるどのぐらいの期間で、こういったことの申し入れというんですか、可能なのか、その辺ことをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。委員会を、申請の都度、都度、開催するということは非常に煩雑にもなりますので、一定期間、町内回覧などで募集をさせていただいて、その間に申請をいただくということを一応、基本にはさせていただいております。ただ、例外的に申請をしたいという場合もございまして、その場合も、できるだけ対応はさせていただこうというふうには思っておりますけども、基本は、そのような形で、ご自分で、あるいは団体でいろんな研修を探されます。自分が受けたい研修を、それをまず、こういうのがあるんだけどということでご相談を、まず、課のほうにいただくところから始めていただいたら、非常に、こちらもご相談に乗りやすいんじゃないかというふうには思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、課長のほうからそういったお答えをいただきまして、いわゆる、そういう一つの関心がございまして、やはり申し込みが、既に締め切られたとか何とかいうことになりまして、非常にいい制度でありながら利用しがたいというような思いもしておったんですが、例えば、そういう一つの早くから案内のされておる催しもあるでしょうし、あるいは一月後とか、そ

ういった段階で知るような場合もございますでしょうし、できたら、そういったことにも対応していただくような形が、今のご答弁にあわせてお願いしたいと思っています。

この制度は11歳から64歳までの方が対象というようなこと。あるいはまた、そういった団体も対象ということでございますので、本当に、こういった経済の疲弊しておる中にございまして、本当にスキルアップというんですか、それぞれが関心のある人が、やっぱり学ぶ力をつけていくという、一つの後押しをしていただく大きな制度だと思いますし、基金にしましても、昨年の5月末でもかなりの金額が基金として残っておるようでございますので、ぜひ、そういったことを、町民の方にもやはりアピールも必要じゃないかと思っておりますが、その辺のことにつきましては、どのようにお考えですか、PRのことにつきまして。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。小林議員、ご質問の思いの中に、多分いろんな経済活動の中で、研修を受けたいというケースの場合を想定してのご質問かというふうに思っております。町の中には、このふるさとづくりの研修のほかに商工観光課のほうで所管をします研修への補助、これもございますので、両課で、それぞれ相談をさせてもらいながら、どちらかを活用していただけるような、そういう方向でご相談に乗っているというのが実情でございます。これらについての制度の内容をPRさせていただいて、活用していただければありがたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） それでは次に、同じく企画財政課長にお尋ねするんですが、75ページの地方バスの路線運行維持支援事業としまして2,900万円計上されております。年々、歴年のを見っておりますと年々、この数字がアップになっているようでございますけれども、丹海さんとの契約といたしますか、そういったことは、どのようになっていますのか、まず、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、議員が申されましたのは75ページの一番下に地方バス路線運行維持支援事業といたしまして、補助金を2,900万円計上させていただいております。いわゆる、これは丹海バスさんへの補助金ということでございます。このバスの運行に当たりましては、3月にダイヤ改正を、鉄道のダイヤの改正に合わせてバスの運行をしていただきますので、3月から翌年3月までの契約を行いまして、補助金を交付させていただいておりますが、年度と若干ずれるということもございましたので、今回から年度契約に改めさせていただくようにしております。24年度からは4月から1年間の、見込まれる丹海さんへの補助金を計算いたしまして、それで2,900万円を計上させていただいたということでございます。これにつきましては、国庫の補助を受けられます。しかしながら、これは全額には、もちろんなりませんし、当然、バスに乗っていただくお客様も少ない状況ですので、赤字が出ます。これを、そのままではバスの運行がしていただけませんので、沿線の市町で規定に基づいて補助金を出ささせていただくことで、何とか運行を継続していただいているという、そういう趣旨のものでございまして、年々、若干ずつふえているのが実情でございますけれども、地域の足を確保するという観点で生活を守るということから、この補助金につきましては、24年度も継続させていただきた

いというふうに考えているところでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） せんだっても有吉議員が一般質問でも、こういったことに関連されるご質問をなされまして、私も以前も質問をさせてもらったと思うんですが、隣の町の京丹後市は200円バスが運行されておるといような形のことで、非常に市民の方々の利用頻度も高いようでございます。これだけの与謝野町も丹海さんに補てんさせていただいておる。また、ひまわりバスにつきましても、運行の委託をお願いしておるといようなことで、行政としては、それなりの資本投下というんですか、資金投下をさせていただいておりながら町民の方々にしますと、もう一つ満足度が行き渡っていないように、よく耳にいたします。いうのはいわゆる200円バスが、どうして与謝野町ではできないのかなといようなことで、近隣の伊根町でありますとか、宮津市との協議の上でということをお聞きしておるんですが、ここから宮津の方面へ行かれるお客さんもたくさんあるかと思えますけども、伊根のほうまで行かれる人は少ないのかなと思ったりするんですが、一つの200円にした場合、200円にしてももらった場合、丹海さんの、いわゆるどのぐらい後、与謝野行政として補てんをしなければならないのか、今の段階で丹海さんに試算していただいたわけですね。そして、そういったような数字は出ておるのでしょうか。

いうのは、今、与謝の海病院へ行かれる方にしましても5～600円、岩屋幾地の方から通うにしても、それぐらいかかるようでございます、片道が。そういうのが仮に200円になった場合に、お客さんがふえるということによつての収入増と、あるいは今のままの、人数が少ないままの丹海さんの収入というのを見比べまして、私はそう大きく、これ倍もね、与謝野町の負担がかかるということは、まずないと思っておるんですが、その辺のことの試算というの、いわゆる宮津、伊根とは別個に与謝野町単独でも、そういった試算ができないのかなと、そして、峰山のほうに行かれる場合でも、そういったことがしていただけるといような形のことが町民の方々は、非常に望んでおられまして、ぜひそういった形のことを、丹海さんのほうとの試算を一度、お聞きしていただけたらと思うんですが、きょう現在は、そういうような形のことはお聞きになっておられませんでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。いわゆる丹海バスに運行をお世話になっておりますバスについて、200円バスということにつきましては、かねてより一般質問、また、予算質疑の中で何回か質問もお受けして、お答えもさせてきていただいております。町としましては、何とか、この200円バスの導入を実現したいというふうに思つて進めております。ただ、いろんな課題がございまして、すぐにといいわけにはなかなかいかないというところがございます。整理をする必要があるというところがございます。これは、やはり与謝野町単独でするわけにはいきません。路線は峰山から宮津、伊根、皆つながっておりますので、与謝野町だけ単独でというわけにはなかなかいかない、先行して京丹後市さんが実施をされましたのは、運行ルートとして重なるところもありますが、京丹後市内で完結型の路線がほとんどだといようなところがございますので、京丹後市さんは先行して実施をされました。それによつて非常に多くのお客様がご利用をいただくという、実証もできておりますので、それらも含めまして、この宮津管内も、ぜひ導入をして丹後全域が200円バスといようなになるように今、調整を進めております。

ただ、北部の公共交通の中には、こういったバスもあれば、KTRもあるわけでございまして、200円バスにさせていただくことでKTRの利用客を奪うような形になりますと、バランスが崩れるということもございまして、府、国の許可を得てできることですので、その辺の調整がなかなか難しいというところがあるということが1点あります。したがって、どちらも成り立つような、相乗効果が生まれるような対応策を考えていかなきゃならないというのが一つございます。

それから200円バスにすることによって、特に与謝野町における負担が、どのような形になるのかにつきましては、一定試算をしてみっております。これにつきましては利用客の方が、どれだけふえるかによって、その市町の負担は当然、変わってくるということでございますし、200円という安価な単価にいたしますと、利用客がふえて国から補助金をいただくのを満たす乗客数にとどく場合もあります。したがって、国、府から補助金をいただけるような環境が整ってきましたら、市町の負担も、そう大きく増大しないんじゃないかというふうな見方もございまして、こればかりは利用客の増加を、どれぐらいに見るかによって変わってくるということでございますが、そう大きな市町の負担の変動にはならないんじゃないかというのが大方の見方でございますので、そのことも踏まえまして、それでは導入に向けていろいろと検討していこうというのは、そういうところにもございます。財政的に非常に難しいなという状況であれば、ちょっと難しいんですけども、そういうこともなさそうなところもございますので、これは宮津市、それから、伊根町と一緒に課題に対応できるような対応策を考えながら、実現に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） もう時間も終わりましたので、今、課長の詳しいご答弁をお聞きまして、非常に心強く、一日も早く、そういったことができますように、高齢の方がたくさん、年々ふえることによって車の運転もできないと、免許証の返上も今回の条例でありましたけれども、病院通いの、与謝の海病院へ行きたいんだけど、若い方は勤めておられるというような、若い方とおられても、そういう方もたくさんおられますので、ぜひ一つの足として、そういった200円がいいのか、300円になるのかわかりませんが、ひとつそういったことの具現化をお願いしたいと思っております。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 先ほどの空き店舗、空き工場の関係で、ちょっと私のほうが勘違いをしておりましたので、再度、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

3年前というふうに申し上げておりましたが、産業振興ビジョンを策定する段階での調査ということで、ちょっと勘違いをしておりました、合併当初、やはりこれは必要だということで調査をしております。与謝野町全体の中で、その時点では空き工場が26軒、それから、空き店舗が22軒ございました。しかしながら、その間、月日もたっておりますので、できれば、また、ゼロ予算事業で商工会や私どものほうで、そういう調査ができたというふうに思います。

それから、企画財政課長が答弁しましたふるさと人材づくりの関係でございまして、最後に触れましたけれども、商工観光課のほうで、いわゆる人材育成事業を持っております。そちらを基本的に、経済活動については、そちらを使っただけということで、ふるさとのほうは

一応、いわゆるシャットアウトといえますか、そちらをメインに使っていただくということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） それでは、24年度予算について3回目の質問をお願いいたします。1点だけです、よろしくお願いします。農林課長にお伺いしたいと思います。

167ページの水稻共同防除事業、これについてお伺いしたいと思います。農業といえますか、米栽培、私もおじの手伝いをしている程度なんで、本職ではないんですが、高品質で良質な米栽培には病気の発生を予防する対策ですとか、害虫対策も必要になってくるというふうに思っております。防虫対策においては、害虫を発生させないように除草、いわゆる草刈り等の雑草対策も必要になってくるというふうに思っております。ご承知のとおり、昨年、平成23年11月11日付で与謝野町の農業委員会のほうから建議書が提出されております。まず、この点について、課長はどのように受けとめられていますのか、お伺いをしたいと思います。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。農業委員会から昨年11月に出しております建議書につきましては、基本的な、今後の町の農業をどういうふうにしていくかという点について大きく3点なり4点の方向性を指摘をいただいたというふうに思っております。そういう中で、1点は有害鳥獣対策の支援強化ということで、現在やっておりますフェンス等の設置を推進をしていくということでございますし、2点目につきましては、現在のやっております町の循環型農業、これをさらに与謝野町のオリジナルのものとしてやっていくべきだという、そういうご意見だというふうに思っております。

また、高齢化が進んでおりますので、それに対します集落営農組織というような形での農業振興をやるべきだと、あるいは新規就農者の確保に努めるというようなことが主な内容であったというふうに考えております。この提言につきましては、ご意見につきましては、町の農林課としましても積極的に受けとめをさせていただきまして、できるものについては24年度の予算に一部取り入れもさせていただいておるということでございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） はい、ありがとうございます。建議書が出されたということです。一部、先ほどのご答弁で実施されるということで、24年度ですね、事業化された内容、具体的にありましたらお教えいただきたいなと思います。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。特に循環型農業の部分につきましては、与謝野町産のブランドを確立すべきだということでご意見をいただいておりますが、豆っこ米がイトーヨーカ堂等で販売をされるというような事態まで至っております、かなりのブランドになったのではないかというような思いもあったわけですが、あすの農業を語る会等で地元で、やはり認知されていないと、いわゆる豆っこ米が、どこへ行ったら食べられて、どこへ行ったら買えるのか、そんなこともわからないということ自体が、まだ、PRが不足しているのではないかと、そういうご意見をいただいたというところです。それで町のほうとしましては、早速、

24年度の予算で、まず、豆っこ米をやっぱり宣伝をしていくということで、「与謝野町産の豆っこ米」というのぼり旗を50本ほどつくらせていただいて、販路拡大事業に有効に使っていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、豆っこ米が売ってお店はどこなのかというところがわかるように、豆っこ米を販売してますよという、そういう表示看板を、旗を出すようなこと。あるいはレストラン等で豆っこ米を使っていますという表示をしていくという、こういうことを現在、考えております。

それともう一つ、この176号線から、都会から見えられる方に、やっぱり豆っこ米というのを、もっとアピールをしていくべきだということで、現在、豆っこ米の栽培ほ場には小さな栽培者の看板を立てておるんですが、それをもっと大きくして、目立つようにして、バイパス沿いに豆っこ米の表示看板が並ぶというような事態をつくり出して、この与謝野町産米の米をアピールしていきたいというような思いがあって、そういう予算を組んでいるということでございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） ぜひともPRのほうをしていただきたいなというふうに思っております。

最初に課長、ご答弁ありました四つの建議書の内容というのがあるんですが、この四つ目がちょっとご答弁なかったかなというふうに思っております。ここでちょっと紹介をさせていただきたいんですが、四つ目が幹線道路、河川の維持管理の徹底について、こういうふうな内容になっておるかと思えます。町が推進する自然循環農業は、農薬や化学肥料を通常よりも5割削減した栽培方法を推進している。とりわけ除草についてはできるだけ農薬を使わず草刈りを徹底している。雑草は有害獣の住みかや病害虫の温床となり、消費者が求める高品質な米栽培にはきめ細やかな雑草対策が必要である。農家が利用する農道や水路の管理は農家が行うにしても幹線道路や河川といった公の土地の除草は本来、行政が行わなければいけない作業だと認識している。だが、京都府や町の財政的な問題もあると思うが、農家負担の増加や営農に支障を及ぼさないようにと、このように書かれております。

そこで当町では、どのような雑草対策をされているのか、その辺のところについてお願いしたいと思えます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、幹線道路、あるいはまた、河川の草刈りというふうなご質問が出ましたので、お答えをしたいというふうに思えます。国道及び府道の草刈りににつきましては、京都府のほうでお世話になっておまして、年に1回というふうな状況になっております。それから、二級河川の草刈りでございますけれども、この与謝野町には11河川、いわゆる二級河川がございまして、その部分につきましては地域のほうで、その除草を行っていただいております。それのお金というのは京都府のほうから出ておまして、それにつきましても、大体7月から9月の終わりの間というふうな中で、地域のほうにお世話になっておることが実態でございます。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） はい、ありがとうございます。ここにも書いてますとおり京都府や町のほうの財

政的な問題とかもあると思うんですけど、農家の方にも負担ですね、これが負担や支障が及ばないように努力していただきたいというふうに思います。

それで次なんですけど、24年度ですか、デジタルメガフレアですか、これによるカメムシですね、これの対策というのが取り組まれるようにお聞きしておりますが、このデジタルメガフレア、これは殺虫殺菌剤というものだと思うんですけど、この点について、どのようなものなのか、お聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。このデジタルメガフレアというのは薬の名前でして、田植えをする前の育苗の箱に施用する薬ということになっております。これはコーティングをしてありまして、後で効いてくるという効果があるわけですが、今、米づくりで一番問題になっておりますカメムシの対策に効果があるということで、後で効いてくるというふうになっております。この薬につきましては、2年ほど前から試験的に使ってみて、効果を確認してきたということでありまして、これは使えるんじゃないかということで、今年度からJA含めて、大々的に使用を推進していこうということにしております。

それで、京の豆っこ米の栽培暦につきましても基本的に、このデジタルメガフレアという薬を使っていくということで、カメムシが、ただ多い場合は従来どおりトレボンということで、追加で消毒をしていただきたいという、そういう暦にさせていただいておるといことです。この薬を使っていただきますと。主に対処を容認しております無人ヘリによります防除が、これが不要になるということで、具体的に、もう農家のほうでは、ことしから、もうヘリ防除をやめて、この薬一本にしようという方も現実にはございます。その辺、とりあえずことし、そういう切りかえの年ということもありますので、350ヘクタール分ぐらいの共同防除の予算は見ておりますが、この結果いかんでは、ことし、来年とヘリ防除の面積が減ってくると、そういう効果があるんじゃないかなというふうに考えております。

議長（井田義之） 和田議員。

2番（和田裕之） 育苗箱というか、田植えをするときに散布して使うものということで、先ほどおっしゃいましたようにデジタル製剤といいまして、有効成分が2段階に効いていってというようなものということで、これを利用していただければ、先ほどおっしゃいましたように、この防除ヘリによる共同防除というんですか、これは以前から野村議員のほうで散布による健康被害等で取り上げられているというふうに思っておるんですけど、その健康被害、これに対しては町のほうでもいろいろな対応をとっていただいたというふうにお聞きをいたしております。そこで、例えば色彩選別機ですね、これも購入されておりますが、その効果というものは、どうなっているのか、その点、お聞きをしたいと思います。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。町のほうの補助事業で22年度で与謝ファームと誠武農園、それから、21年度でアップルファームのほうに、購入の補助をさせていただいたという実績がございます。その内容を聞いておりますと、やはりカメムシ等での被害の、着色米ですね、色がついた米が今の選別機では、なかなか除去できないということで、かなり消費者からのクレームが多かったということですが、この色彩選別機を導入することによって、それが完全に取れるという

ことで、効果は抜群だということです。聞くところによりますと、これが以前は非常に高い機械であったわけですが、300万円程度で今は購入できると、小さいものであればという時代になりましたので、もう町のほうの補助とかいうことを、もう考えずに個人の農家でも購入をされておるといふ方がかなりあるというふう聞いております。今後の問題としましては、その辺は町全体の米が、そういう選別ができるような機械で処理をしていくということが必要になるだろうというふうに思っておりますが、それにはJAがライスセンターで処理をしております、ここの部分にやはり導入をしていくということが、これからの大きな課題になるのではないかとこのように思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 価格も大変安くなって性能も、それも大変いいということでお聞きしました。今、そのJAさんのほうは、先ほどのご答弁では導入されていないということなんですが、これは導入される予定等はないのでしょうか。その辺、お願いします。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。JAのほうにつきましては、今、聞いておりますところでは、やはり受益者負担が、負担金が、やはり発生をするということで、JA内部でも現在、検討をされておるといふことで、聞き及んでおりますところでは24年度、本年度、計画をして、25年度、野田川のライスセンターに色彩選別機を導入をしたいという、そういう営農部門では、そういう意向を持っておられるということをお聞きしております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 野田川のほうにも入るといふことでお聞きをいたしました。今後、このデジタルメガフレア、これもどっちも必要やと思うんですが、色彩選別機も必要だと思うんですが、これは画期的な薬というふう聞いておまして、ヤゴなどの水生動物に対する、そういうものに対する安全性も確認されて、環境に優しい製品として注目されておるといふことなんで、ぜひとも、これを積極的に導入していただいて、防除ヘリですね、これを減らすような取り組みをしていただきたいなというふう考えております。よろしくお願ひいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行し一般会計予算の質疑を行います。

勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） それでは、一般会計につきまして3回目の質問を行いたいと思っております。

まず、農林課長にお尋ねをいたします。159ページになるわけですが、無農薬導入事業ですね、せんだって杉上議員が質問をされまして、ちょっとその答えを聞いておまして、私の理解が違っておったかなと思っておるんですけども、この事業につきまして、現在の取り組みの状況を再度、お願いできませんか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。無農薬栽培導入事業という事業名を打っておりますが、無農薬の栽培だけではないということで、京都で豆っこ米を取り扱っていただいて、京都の吉兆という有名店に卸しておられる米屋さんがあるんですが、その米屋さんがよりおいしい米をつくりたいということで、豆っこ米を使った栽培、それから品種もコシヒカリだけではなくて、夢ごちちとか、いろんな品種も試してみたいということで、今年度、23年度からそういう試験をやられております。それは滝の地域で2カ所、1.3ヘクタールのほ場を借り上げられてやられておるわけですが、町の米を、これから有利に売っていただく、そういう採算を度外視した事業ということでありますので、町のほうとしても草刈り程度の管理のお手伝いは何とかしたいということで、この緊急雇用の事業で2人を草刈りでお願いをするということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと課長、この最終的なデータ、何年間かにわたって、2年か3年かわかりませんが、実証をやられると、そうしますと、その最終のデータですね、実験、実証を積み上げられた、それは、どこの帰属する、その吉兆に帰属すると、あるいは町に帰属する、そのところはどうなっていますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。それは実際に試験をやられる米屋さんに帰属をするということでございますが、そのデータについては共有を現在でもさせていただいておるということです。ご質問の無農薬栽培というのは、もう1カ所、もう一つやっております、それは自然循環型農業の事業のほうでやらせていただいております。議員のご質問は、多分そのことを言っておられるのかなというふうに思っておりますが、これ二つやっておりますので。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は、前の部分は聞いておって、この間、杉上議員がお聞きなされたのは後の部分をお聞きなされたということで、ちょっと私も混乱しておったんですが、そうしますと、課長、こういう実証事業を進めていく場合、かねてから、私、申し上げております町の所有の農地を使うということは、私は、これはできると思うんですが、そのところはどうでしょう。町が持っている土地がありますね、農地を。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。町の所有の農地は旧加悦町から引き継いだところが現実にあります。しかし、そこはちょうど水田地域の真ん中にありまして、水系等から、どうしても無農薬栽培等をやる場合に、化学肥料等や農薬が流入をするという、そういう環境にありますので、やはりそういう試験をするところでは、水系だとかということが考えなければなりませんので、ちょっとそういうことは適当な土地ではないということです。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長も現在、農業委員会の事務局長という要職にあるわけですから、一つその辺については有効な使い方といいますか、その辺ではお願いをしておきたいと思っております。

それから、この豆っこ米につきまして、資料を見ますと、商標登録の話が出ておりますね。商標登録をするというのが、ところが現在、既に旧町時代からいろんな米の名前を商標登録したのがありまして、現にまだ、街道に看板が立っているのがありますね。これはやっぱり、まだ、そ

れで、そのネーミングで出している農家があるのか、あるいは、そのままになっているのか、その辺について一定整理する必要があると思うんですが、その辺は課長、どうでしょうか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。確かに旧町当時のブランド米、旧町のと
きのブランド米の看板が今も立っておるというふうに思っております。それにつきましては整理
は必要かなというふうに思っておりますが、ただ、その方が、その大規模な農家の方が、まだ、
その名前で、米を販売をされておるというふうに思っておりますので、ちょっとその辺では一度
に整理をするということについては、どうかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） その辺は本当に、どういう実情になっておるのかというあたりを整理をしてい
だいて、一つ、もう既に終わっておるなら、役割が、それは私は豆っこ米に統一をしてほしいな
と、こういうふうに思っております。

それから、165ページ、いわゆる農業振興地域整備計画を2年間でやると、一本化を与謝野
町でしていくということなんです、ここで一番、今まで残っている分では、いわゆるプラント
の候補地であった部分、そういったところが今度は、どういう格好になるかわかりませんが、私
は農地として、きちっと整理されるというふうに思っているんですが、課長の頭の中では今度の
見直しというのは、一番どこが主体に、あるいは、これもう最上位の計画ですから、いろんな項
目がたくさんあるんですが、課長としては、どの項目が重要だと、こういうふうに思っていま
すか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。まず、現在の農業振興地域の整備計画でございますが、旧町
3町の農業振興地域整備計画をそのまま与謝野町に引き継いで使っておるというのが現実でござ
います。それで整備された年度をいいますと、岩滝町が平成12年度にやられてから今日まで整
備はそれしておりません。

それから、旧野田川町は平成7年度にやられてから、この間、見直しがされていないというこ
とですし、旧加悦町は平成10年度という状況になっております。この整備をしてから、かなり
期間がたっておりますので、合併当時は都市計画との関係もあって、農業振興地域計画は、それ
との整合性で後回しという話があったというふうに思いますが、非常に年限が過ぎておるとい
うことがありまして、京都府のほうからも早く一本にした農業振興地域整備計画を樹立すべきだ
ということで、ご指導を受けておるということでございます。

それで、どの辺にポイントを置いた整備計画を考えておるのかということでございますが、ま
ず、1点は農振農用地を統一的な考え方で、どう将来にわたって優良農地を守っていくエリアを
決めていくかということが、まず大事なポイントかなというふうに思っております。

あと基礎資料なり、整備計画の本文部分に当たるというふうに思いますが、現在、取り組んで
おります自然循環農業を大枠で、どういうふうな形で今後、進めていくのかというあたりでのト
ータル的な方針が示せたら、そういう計画になるといいのではないかなというふうに考えておる
ということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今年度は資料を収集すると、基礎資料を収集と、こういうこととなっておりますが、ということで予算が組んでされておりますけれど、どの辺、どういう資料を一番、委託をされるという場合、課長としては、委託として重要視されているといたしますか、町ではできないということで委託されると思うんですけどね。どの部分で、この予算から見たら金がかかることになっている、この情報収集では、その辺はどうですか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。まず、農振整備計画というのは基礎資料という計画をつくる上での基本的なデータを集めた資料を作成するという業務と、それから、農業振興地域整備計画という方針と、それから、一筆ごとに農振農用地を指定をしておるという計画と、この二つに分かれてきます。まず、農振計画を樹立する場合は、この基礎資料を先にやらないと本計画のほうに数値等が反映できないということになっておりますので、まず、ここからスタートをするということになるというふうに思います。

ただ、一番大変な作業といたしますのは、一筆ごとに農振農用地を管理をして、それを積み上げてトータルで農振地域の農振面積だ、それから白地地域の面積、これを積み上げてくる作業が必要になりますので、一筆ごとの登記簿を調べて、どのような状況になっておるかというようなことまで調べていく必要が出てくるかなというふうに思っておりますので、その作業が、とても職員ではできないということで、今回、予算をお願いをしておるということでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、課長からありましたように、一筆ごとの調査をしていく、それを縦覧に供してもらわんなんということがありますから、大変ご苦労さんですが、一つこの年度でお世話になりたいと思っております。

それから、181ページですね、有機物の供給施設管理運営事業、これ豆っこ肥料は、私どもにも町外の方からも、よく問い合わせがありまして、非常に評判がいいというふうに思っておりますが、現状はどういう状況になっていきますか。肥料の生産状況とか、そういったこと。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。肥料の生産につきましては、大体年間300トン程度の生産量ということで、この間、ずっとそういう量で推移をしておるということでございます。大体、使用に見合った生産量ということで、在庫が出ては仕方ありませんので、使用量に、注文がある量に応じて生産をしておるということで、ほぼ使用料イコール生産量ということでございます。施設的には、もう少し余裕があるということで増産は可能であろうというふうに思っております。非常に評価は高く、東北の震災や原発事故の関係で、特に西日本の米に現在、注目が集まっております。イトーヨーカ堂の米を扱っていただいております商社等からも、ことしから何とか関東圏で豆っこ米だとか、それから、丹後のコシヒカリも売っていきたいというような、ありがたいお話もいただいておりますので、農家の皆さんには豆っこ米をふやしてくださいというお願いを現在は頑張らせていただいております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この肥料の生産に大変なご苦労をいただいておりますが、この予算書の数字を見せていただきますと、もう少し収支の改善というのが必要なんではないかなという気がするん

ですが、といたしますのは、これから財政の話がいろいろ出ておりますけれども、そうした状況になると、現在と同じ状況で、これなかなかするのが難しいのではないかなど、その収支の改善ということについては、課長、どのように思われますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。収支の改善というよりも、この豆っこ肥料をつくる、あの設備を入れた当時は、こういった問題が今現在のように環境問題だとか、そういうことが問題になっていなかった時期でして、いわゆるCO₂を多く排出をして、重油を燃やした熱で高速乾燥をさせていくと、そういう設備になっております。したがって、コストも高くなっておりますし、そういう環境面に配慮した設備にもなっていないということは、もう事実であるというふうに思っています。いつまでも、こういった肥料の製造方法でいいのかということになるというふうに思っています。その辺については、これから新しい豆っこ米づくりを考えていく時期に来ておるといふことで農林課の中では、そういう討議も、議論もしておりますし、そういう研究も今はやっておるといふことです。

エネルギーを使わずに、そういう豆っこ、今の豆っこの原料と同じ原料で新しい肥料ができるかということや、真剣に模索をしておいて、先進地等にも勉強に行かせていただいたりしておるといふことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 次々に、いろいろな課題が出てくるわけですが、今、木材等を使う新しい取り組みもしていただいておりますし、ぜひ、そういった分野に進出を、できるだけ早くお願いをせなにかんと思っております。

次に、183ページ、農村女性の家管理運営事業、私は、課長、9月でしたか、よくこの施設を見てほしいなということをお願いをしておきました。しかし、私も先日も、ちょっと寄ってきたんですが、どうもあまり見てもらったようにないなという気がしておるんですが、やはり適切な時期に修理をすることによって、非常に長もちをするということになるだろうと思います。せっかく、あそこで麴や、あるいはみそをつくっていただいております。そうした方もたくさんあるわけですので、ぜひとも課長、関心を持って足を運んでほしいと、このように思っておりますが、課長としてはどうでしょう。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。私も、この間、2回ほどは行かせていただいておりますが、ただ、夜の会議だったりして、十分外回りとか、見れていない部分もあるというふうに思います。農林課が所管をしております施設として、やっぱり適切に管理はしていくべきだろうというふうに思っておりますので、そういう問題点があるところについては十分検討させていただいて、対応はさせていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私が今一番、あそこで手を入れる必要があると思っているのは、天井なんですね。課長、恐らく見ておられないと思うんですよ。会議に行かれたら、こっちはのぞかれませんか、加工施設の一番奥の天井に穴があいているんですよ。そういうところを、なかなか実際には、晩の会議では、目につかないと思いますから、ぜひ職員を派遣していただいて、今、手を入れる

必要があると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、次は187ページ、有害鳥獣の駆除についてお伺いをしたいと思っております。ことしの春、大雪だった関係もありまして、せんだっても申しましたように、私も地元でも2月から3月初めにかけて120頭ほどのシカを捕獲していただいたり、駆除していただいた、そういうことになって、非常に地元は喜んでおるわけですが、23年度では、大体どのぐらいの頭数が捕獲されたというふうに報告していただいておりますか、このところをお願いします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。まず、22年度の実績としましてはシカ、イノシシが700数十頭の有害鳥獣の駆除頭数であったというふうに思っております。これはあくまで猟期以外の期間での捕獲数ということでございます。まだ、年度が終了しておりませんが、23年度の途中までの数字でいいますと400数十頭という状況です。前年度に比べまして300頭ぐらいは減っておるということですが、その減っておる原因につきましては、イノシシの捕獲数が激減をしておるということで、シカについては同じぐらいの捕獲実績という状況になっておるということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと課長、それぞれよく個体調整のことでのいろんなご意見があるわけですが、この個体調整という視点から見ますと、この数字というのは、課長としては、どのように考えられていますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えします。個体調整ということでは、まだまだ不十分な数字ではないかというふうに思っております。ただ、昨年も広域捕獲等の中でわかったことは、猟師の皆さんが50人、60人かかって大規模にやられても、クマが、その山に1頭か2頭いるだけで、もうシカは姿をあらわさないということで、非常に捕獲ができないというようなことが、実態が、やはりあるようです。2月末に与謝地域で、好意で猟友会の皆さんがやられた、そのときは雪が落ちて、クマが冬眠をしている時期にちょうど当たっておったということで、里のほうにシカがおりてきておった、ちょうどいい時期だったというふうに思っております。したがって、そういう効果的な時期に駆除もしていただけるような、そういう誘導施策といいますか、処理費を考えていく必要があるのかなということも考えておりますので、今後、野生鳥獣駆除対策協議会という協議会がありますので、そういった中でも検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長のほうから対策協議会のお話を出していただいたわけですが、この間の補正のときにも、少し課長のほうからもご答弁をいただいたんですけども、いわゆる猟期と、それから、そうでない期間とによりまして、いわゆる委託料が異なっておるということだったと思うんですけども、これは例えば、駆除協議会で意見が一致すれば、それは町としても、それはやむを得んだろうかと、こういう話になるのか、そのところをお願いします。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。まず、有害鳥獣の駆除に対する、猟友会に対する委託料でござ

いますが、これは年間を通しての委託ということになっておりますので、その猟期と、それ以外のときという区分はございません。それで、議員が今、おっしゃっておられます内容につきましては、処理手数料ということで、1頭、有害鳥獣対策でシカを1頭処理していただくと、現在は7,000円を処理手数料として出ささせていただいておるということですが、猟期では、それは一切出さないということになっておりますので、その辺について今後、検討する必要があるかというふうに思っております。これは協議会の中で、そういう意見を上げていただくと、出していただくということも必要であります。町のほうとしましては、今まで出していない処理手数料を、また、新たに出すということになりますので、その辺では理事者の判断と財政当局との調整が必要になってくるかというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 大変なご苦勞をいただいておりますので、いろいろと地元も、これにさらに若干なりとも上積みをしている、そういうこともご理解をいただいて、ぜひともご検討をいただきたいと、このように思っております。

それから、23年度に未来を切り開くということで六次産業化の法律ができましたね。このことについてまだ、ちょっと京都府下でどういうふうに動いているかということがわからないんですけども、この辺は、私は、これを見てもJAにも関係なくてもいい、しかも、そういった生産団体でなくてもいい、一人でもチャレンジできると、こういうふうに、この法律はなっていると思っておるんですが、使い方によっては、私は意義があるのではないかなと思いますが、課長としては、どのような認識を持っていますか。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。法律自体につきましては、私も勉強が不十分で、よく承知はしておりません。ただ、いろんな形で六次産業化というのは、現在、考えられておまして、特に府段階での補助事業の中で、これからかなり幅広く出てくるというふうに聞いております。そういうものを受けまして、与謝野町の中で、どういう取り組みが可能であって、どういう支援ができるのかというあたりについては、今後、技術者会等の中でも検討がさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 商工観光課の資料を見ますと農商工連合というのが、一つの大きなテーマになっておまして、いろんな取り組みが、この与謝野町でもされておることなんで、農の側は、まだ、その動きになっていないのではないかなというように思っております。ぜひとも、ひとつ京都府は、ことし、京都村というんですしたかな、そういう構想も出されておまして、ぜひともまた、ひとつご研究をいただきたいと、このように思っております。

それでは、環境衛生課長にお伺いをします。これは町長にも、前にお尋ねしたんですが、いわゆる衛生プラントでつくられている肥料、これの現状はどうなっておりますか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 野田川衛生プラントの肥料の関係ということで、予算書でいきますと歳入のほうでございませけれども、28ページ、29ページの下側、財産収入のところ29ページのほうに肥料売払い収入ということで20万円計上させていただいております。ご承知のように

年々、し尿の処理量自体が減っていく中で、この肥料も減少傾向にはあるわけですが、以前、引き取り手がなかったというふうなときもありました中で、そういうふうなこともある中で今現在、15キログラム入りの肥料、一袋当たり50円ということで袋代のみでお渡しをしているというふうなことでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そういうふうにも私もお聞きをしているんですけどね。ものの値段というのは需要と供給によって決まると思っているんですが、非常に好評だと聞いているんですけども、現在もそういう状況でしょうか。そうしますと、私は町長に前に申し上げておいたんですが、50円が適正なのかなと、確かに、袋詰め費用から見れば50円でいいかもわかりませんが、私は、もう少し価格というのを見直す必要があるのではないかと考えております。そこは課長、どうでしょうか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員もおっしゃっていただきましたように、現在は好評でして、3カ月から4カ月待ちということのようでございます。そうではあるんですが、肥料袋として一袋の単価が50円ということで安過ぎないかというふうなことでございますけれども、年々、その生産量自体が減少しておりますこともありますけれども、先ほども申し上げたように、なかなか手に入らないような状況と申しますか、お待ちいただいておりますというふうな状況、それと、順番制と申しますか、予約制でしておりますので、順番がきましたら一人20袋を限度にというふうな形でお分けしておるといふこともございます。それと、もともと社会還元と申しますか、農家還元というふうな趣旨でも肥料をお分けしてきたというふうな経過もございまして、単価としましても、今、現状の袋代だけというふうなことで、今のところは考えておるといふことでございます。ところが、議員おっしゃいましたように、その評価も定着しつつあるというふうな現状もあります中で、理事者とも協議をさせていただきながら今の単価でいいのかどうかというふうなことににつきましては、検討させていただきながらというふうには思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長おっしゃいましたように、その時代によって農家還元をせんなんときも、私はあったと思うんですよ。ところが、今これの消費の大半は、ほかの業者の方が多いと、むしろ専門農家と申しますか、ものによっては、例えば野菜にはあかんと、私はわかりませんが、そういう一定の制約があるんで、この価格は上げられないというようなお話を聞いたような気がするんですけどね。そうではなしに、私は、それは制限をつけてでも、それだけの需要があるわけですから、やっぱり価格を考えていただくということをお願いをしたいと思っております。

次に、税務課長にお伺いします。与謝野町にも温泉があるわけですが、地方税法では入湯税について、これを定めております。したがって、これまでも申し上げたこともあるんですけども、この入湯税について、私は検討する必要があると思うんですが、課長、どう思われますか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議員、ご質問の入湯税の課税の件だというふうに思っております。私も昨年4月に税務課長を引き継ぎを受けましたときに、前任者のほうから検討事項ということではお聞きし

ております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 地方税法に基づいて手を動かし、徴収をしておるということで、それぞれ我々は、常にそういうふうな命令をいただいてお払いをしたり、あるいは住民の方にもお願いをしているんですけども、一つぜひともご検討をいただいて、私は今までやっていないんだから、なかなか取りにくいと思うんですよ。その辺はあると思うんですが、ほかの町もありますし、ほかの市町もありますし、ぜひご検討を担当課でいただきたいなというふうに思っております。

それでは、最後に企画財政課長に1点だけお伺いをしておきます。私が気になりますのは、この地方交付税をはじめ国や府に依存する財源で、この町は支えられていると、こういうふうな思うわけですから、私、町で少々収入をふやしても、交付税が、例えば100円取ったら、75円は交付税が減るんだと、こういうことに頭がいきやすいんですけどね。しかし、そうではなしに、やっぱりいろんな角度から収入をふやすということも、私は考えてみるべきことではないかと思っておりますが、課長は、どう思われますか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。現在の行革大綱の中にも6項目の一つに収入の確保という部分がございます。したがって、交付税云々という前に、いろんな角度から収入面を確保していくということにつきましては、考えていかなければならない課題だというふうに思っています。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、企画財政課長に、まず、お尋ねをいたしますが、今回、平成24年2月作成という与謝野町の財政見通し資料をちょうだいいたしまして、この資料の1ページに歳入と歳出の10年間分、23年から33年まであるわけですが、これ早速に歳入欠陥を平成28年から起こして、ずっと資料があるわけですが、この歳入欠陥は、当然、下の基金のほうから持ち出して穴うめしていこうというようなことなのかなと思うんですが、一応、この赤字に対して、どういうふうな展望を持っておられるのか、これ積み立ても平成27年で終わりますわね。28年からゼロ円ですわね、積立金も。質問の趣旨、わかっていますか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。この積立金が27年度で終わると、28年度からゼロになっているという点につきましては、これは合併特例債のソフト分として地域振興基金に積み立てることになっている部分についてのみ、ここに計上させていただいているということでございます。

それで、この資料につきましては、いわゆる、このまま現状のサービス水準を、まず、維持をする。それと、今、抱えている課題はやっていくということを前提につくらせていただくと、収入から支出を引く単純な形式収支が、こういう状況になるということを見ているということでございます。したがって、こうならないようにしていくのが、この財政計画ということになってこようかと思っております。

現在でも、昨年当たりでもそうでございますが、それぞれの年度において、最後にはできるだけ財源を生み出しまして、積み立てについては財政調整基金なり、減債基金なり、こういうものに積み立てをさせていただいて、こういった赤字にならないようにしていくというのが一つございますし、それから、今後、やはり第二次の行革大綱を策定していただく中で、まず、経常経費を、どう抑制をしていくか。そういったあたりも十分検討させていただきまして、この黒い三角が、こうならないように、できるだけ持続ある財政のあり方を求めていくという思いで、今後の行政改革と一緒に、この財政運営を図っていかねばならないというふうに思っております。この見通しにつきましては、そういう見方で行ったものですので、ぜひ、そのところをご理解をいただいて、このままいくと、こうなりますよという警告の意味で行ったということに、そういうご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） そうだろうと思っているんですが、となりますと、この警告である、いわゆる危機感をみんなで共有しようということであるんですが、そうなれば歳入のほうは、これを見ますと、向こう10年間、比較的現状で見えてありますわね。そうすると現状より下がるということもあるわけですね、これよりも。やはり歳出の部分、今後どのようなところに、いわゆる削減を図るか、いわゆる、先ほど言われた経常経費の中で、どの部分に主にスポットを当てるかということになるわけですが、その辺の見解につきましては、どのような部分に、行革だからすべてだというものでは、特に、この部分について、やはりメスを入れなきゃならないと、小泉さんの話では、聖域なき構造改革もあります。どのような見通しを歳出については、いわゆるここで人件費、物件費、扶助費、もろもろありますが、どういった部分に重点的なメスを入れるかと、この辺は、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。まさに、そのところが非常に難しい、悩ましいところだというふうに思っております。負担とサービスの関係がありますので、どこまで、それを住民の皆さんにご無理をお願いするか、そして、内部的には行政のあり方、組織、あるいは機構、そういったものをどのように、いかに見直しをしていくか、こういったところで生み出しをしていきませんか、なかなか、そう簡単に経常経費を切ると言っても、生み出しにくいところがあるかと思っておりますので、根本的なところで考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 今、課長おっしゃるように本当に、この数字を見まして、どの部分をどうということになりますと、非常に難しい問題だと思うんですが、ここで一つ、いわゆる人件費、これやはり経常経費の中でも、まあいろんなところ、手が突っ込みにくいと、ここも当然、手の突っ込みにくいところではあるんですが、やはりここは、会社がやっていけなくなれば、社員の給与を下げなければならないと、それでもやっていく場合は借金をするとか、いろいろ方法があるわけですが、貯金もなくなる、借金もできなくなる。じゃあどこに、どうしてもやっぱり、この人件費は目がいくところですね。国のほうでも今回、ご存じのように人勧に基づいた平均0.2～3%の引き下げを4月にさかのぼって実施、2012年度からは人勧分も含めて平均7.8%削

減されるということは、テレビや新聞で放送されているわけですが、ここで多くの方は国家公務員がこうなんだから、地方公務員も下がるもんだと思っておられるわけですけど、地方公務員の給与削減については、地方自治体の自主的判断にゆだねると、この法の附則に明記がされているわけですね。だから地方自治体の判断でされる。ところが、いわゆる地方からは今回の給与削減は国の事情であり、地方は地方ですよと、従いませんよという自治体が多いわけですが、しかし、こういった中で今、当町の人件費ですね、これを見ますと、財政見直しを見ますと、徐々に、徐々に、これは職員数も減るわけですから、徐々に減っていくわけですが、果たして、今、当町の人件費が、どのようなものなのかということであるんですけども、今、決して、この全国レベルではわかりませんが、近畿地区で201の自治体があるわけです。これは京都府も兵庫県も大阪府も大阪市も、みんな入れて201の自治体がある中で168番目なんです。これが41歳で597万円、これが168番目、201のうちの168番目ですから、いわゆる200番の中からいけば、そんなに高い給与ではないとも言えるわけですが、ところがやっぱり地域間格差があります。地域経済があります。

したがって、例えば伊根町さんあたりは、同じく40.9歳で519万円です。このように地域によって、同じ丹後地域でも随分と、舞鶴や福知山は70位、71位で699万円、693万円、ざっと700万円ですね。宮津市さんが148位で42.6歳、616万円、当町より少しいいです。こういうふうな近畿圏内での実績を見まして、今、当町の職員給与は、町長が見られて、どのような見解でしょうか。町長が見られた、職員に対する給与。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝野町の職員の給与につきまして、今までにも非常に努力をしてくれて3%減の、そうしたことに一定数値を緊縮する、そうした努力もしてくれました。今の状況の中では何とか適正な、今の状態の中で適正な状態にあるのではないかなというふうに思っております。しかし、これからのことを考えますと、もっともっと厳しい状況も考えざるを得ない。これは単なる人件費だけではなく、ほかのすべての中でも、そういったことを考えなければ持続していくことは難しいというふうには考えております。現時点では、さっき言われましたけれども、全体の中でも公務員の、国家公務員から比べましても、もう1割減、もっと1割強、1割を超えた形での削減額ですけども、そうした今までの大変高かったところから、がんと落とされたのとは、また、違った意味で徐々に、徐々に、そうしたところで耐えてくれているということについては、今の状況の中では、この金額といえますか、状況は、まだ、適正な中に、範囲内にいるというふうには考えております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） そこで、いわゆる政府は国家公務員の給与削減に合わせて地方公務員にも同程度の削減を促すために自治体の給与財源にもなっている地方交付税を減額する方針を一応、固めたわけですね。平成24年度以降、総額約17.4兆円の交付税から最大で年間約6,000億円を減額すると。ただ、自治労や日教組の支援を受ける民主党が、政府ですから、これは地方への影響に反対する声も強いので、調整はなかなか難しそうではありますが、今わかっている点で、大体25年度分に関しては6,000億円程度の減額をする計画であります。したがって、これ、いや応なしに当町も、当町だけじゃないですけど、全国的に、いわゆるこの問題には敏感

にならなければならない、反応しなければならないという現状が、大もとがそうなるわけですから、当町にもきます。したがって、今回の、この財政見通しの中で、いわゆる当然、職員だけではありません。私たち、いわゆる議員も、また、これを見ますと議員報酬と特別職の場合は、ずっと同じ金額が、ここに、一応シミュレーションですから載っています。ここもやはり我々議員も職員も、また、特別職も、みんなこれ耐えなければならないというふうに、今後、この部分には、どうしても目を向けなければならないということでございまして、これは今後のことでありますが、早速、私は24年度から来年度に向けて、こういった人件費の見直しは余儀なくしなければならない、これは当然、自分自身含めてであります、そんなふうに、この財政見通しから感じています。

そこで、ちょっと今度、話題はかえませんが、今議会におきましても、産業経済の振興、また、発展、活性化等の話題が出ていましたが、以前から私、何度も質問していきまして、町長も、この件については、町長自身も大変反省しているということがありましたが、先ほど農地の問題もありましたけれども、プラントの予定地ですね、これが一向に方向性が定まらない。3年前の議会でも町長、ここで私も責任を感じているとおっしゃってました。これ大変、8.4ヘクタールという農地でございまして、大きな。これ今後、それからもう1点、この農地の利用方法といたしますか、今後どうなるかという点と、もう1点は町道の建設、亀山と中地との結ぶ町道の建設、これにつきましても、当時、大型店の進出に伴う町道ということで提案がございました。これにつきましても、その後、私、何度も質問をしています、あの当時、大型店が来るのが事実であるが、どうしても石川町民にとって、また、町にとっては必要な道なんだという提案がございましたが、これにつきましても、その後、何ら私が知る範囲、進展はしていませんが、これにつきまして、担当課でも、どなたでもご答弁が願える方に答弁をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 事務的な部分につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。また、おしかりを受けるわけですけれども、この間、昨年、プラント側に最終的な思いも含めて一体、今後の計画についてどうなんだということにつきましては、副町長も含めて社長とお出会ったことにつきましては、報告をさせていただきました。

その間に新たな計画をとということで出店についてはあきらめていないということでもございましたので、その間、地権者との調整を図りながら具体的な計画を出してほしいということにつきましては、こちらのほうから一定の指導をさせていただきました。もちろん議会ごとにも議員のほうからも、いろいろと、そういう土地利用を含めた、まちづくりも含めた意見をいただいておりますので、そういう部分についても秩序ある進出の中できちんとアンサーをしてほしいというふうに伝えてまいりました。実はこの間も、この議会ごとに、そういう話が必ず出てくるということで再度、私のほうからも開発部長も含めてお願いをしました。結果的には絵をかいていきたいということですが、きちんとした絵がかけていないという状況の回答をいただきました。そこで一つは法的な部分として、行政としましては、この間に法律がかわりまして、1万平米の出店しかできないということですから、当然、その絵をかいてくるということにつきましては、確認をいたしましたので、8町歩の土地を使えないので、4町歩の開発をもって提示がしたいというところまでは私のほうとしましては、指導をさせていただきまして、向こうも、その確認が

できているということでございます。それとあわせて、私のほうから申し上げるべきか、細かい部分については農林のほうからの話になるかと思っておりますけれども、現在、提出をされております、もう7年前、10年前になるんですか、その当時の計画については、先ほど申し上げましたように、計画としては成り立たないものであるということも申し上げまして、その取り下げについても並行して考えていただきたいということにつきましては、現在、プラント側のほうに申し立てておりますので、その部分について会社側で現在、協議をしているという状況でございます。

私のほうからは状況報告になりますが、現状を申し上げまして、答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。私も旧野田川町からの件でしたので、はっきりとはわかりませんが、あそこのプラントの進出に伴いまして、渋滞を解消するというふうなことで町道を新設をしなければならぬということ町道認定がなされたというふう聞いております。

ただ、今、商工観光課長のほうもるる申し上げましたように、そのことがどうなるかによって今の町道をするのかどうかというふうなことも影響が出てくるのかなというふうに思っております。今、建設課のほうでやらせていただいております道路改良といいますのは、いわゆる旧町から引き継ぎをさせていただいたものにつきまして、今、整備をさせていただいておるというふうな状況でございます。

今、旧野田川町でやっていた道路の部分についても、すべて新町になってできていない部分もあるわけございまして、その部分を、先にやらせていただきたいなというふうに思っております。今の亀山、町道名は忘れましたが、それは今のところ、町道をどうするかというふうな話までは、今、考えておりません。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） いわゆるプラントの件は今、太田課長おっしゃいましたけど、そのことは8町歩から4町歩になったという、法律の改正ですね、前から何遍も織り込み済みで聞いているわけです。したがって、私が前から言ってますのは開発計画を、近畿農に、出してあるのを取り下げる。あれはもう有効でないですからね、既にもう、まず取り下げると、何度も私、これを言ってますし、町長も、それは責任を感じていますと、全然、解決しないじゃないですか、だけど全く。どうも、私これ不思議なんですよ、こんなもの簡単にできることですよ、向こうと話し合ったら、だから、まず一たんは、最初の開発計画が、もうだめになったんですわね、全く有効性がないわけ、無効なんですもん。だから出しっぱなしになっているわけです。それをおろすのに、何もできないものをおろすの、何の無理もない。これは地方自体としてしなければならない行為です、むしろ。有効性のないものを出す必要はないんですから。これが1点。

それから、先ほど言いましたように産業振興の話がたくさん出ています。そういった中で、亀山、中地線も仮にプラントが来る、来ないは別にしまして、その道路ができれば、周りの周辺の農地は十分活用できます。それから、もう1点、町道中央線という名前前で野田川町で呼んでいましたが、わーくぱるの前から上山田に向かって走る路線、これも何度、質問しても同じ答えです。

一向に前に行きません。この冬にはちょうどいい雪のほかし場であって、雪の固まりが今でもありますが、あのような形で、あんな与謝野町の中でも一等地を雪の捨て場とか、また、事によれば宮津警察のスピード違反の取り締まり専用路線とか、このような利用方法ではもったいないわけですよ。地域の資源なんです、あれ。財産です。だから、それをわざわざ町道認定しておいて、全く手をつけていない。これはある程度、理事者側の責任があると思いますよ。ここで私は、どうも以前から何度も同じことを言うんですけども、せっかくのいい場所、産業振興を何とかしたい。町に活性化がほしい。いい場所なんですよ。どちらをとっても。道路1本つけば随分変わりますよ、町の中が。これについて、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 赤町議員、答弁を求める方を、できたら指名してください。

1 3 番（赤松孝一） 答弁、これはどなたでも結構でございます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれ塩漬けになっているような町道中央線にしましても、なかなか進まない、また、今、問題になっておりますプラントが進出するために渋滞が起こるのであろうと、そうしたことも回避し、また、石川の地域からも出てました。その町道に認定させていただいた、その部分についての件、また、プラントそのものの動きが全く見られないんじゃないかということですけども、非常にプラントにとりましても、旧野田川に進出してくるというためには相当の覚悟を持って進出してきたわけです。手続を踏んできたわけですけども、なかなかその中で法律が変わる、そうしたタイミングがずれるために進出の糸口がなかなかできなかったというような中で、プラントにしましても、いまだに、そうした方向性については何とか新しくなった町での進出を考えて、まだ、あきらめておられません。そうした中で、民間の方たちとの一つの約束事がありますので、そうしたことも考えると、なかなかどういった方向性を打ち出すということについてのお答えが出てこないんじゃないかなというふうに思っております。

町としましても、できるだけそうした形で進めてきたことでございますので、形は変わろうとも、できるだけ今の法律をきちっと守った上で進出をしていただくような、また、そうした方向性を早く決めていただけるような、そうしたことを考えていきたいというふうに思っております。実際に難しいじゃないかということも言えるかと思いますが、来ることを前提に土地を提供しようというふうな住民の方も当然おられますので、今の状況の中で、町が間に入って、どうこうということがなかなかできづらい状況であるというふうなことで、ご理解がいただきたいと思っております。

中央線につきましても、本当に長い間の、いろいろなもつれから糸が絡みついて、そのままになって、少し前向きにいくかなと思ったところで、また、つまずき、つまずきの状況でございますけれども、これも一つの課題としては責任を負っていかなければならない問題ではないかなというふうには思っております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） これもう、時間ですし、これでやめますけれども、町長、今、プラントが形を変えて、またお見えになるのを待っているというような答弁でしたけれども、今、福知山以北ですね、もう町長、ご存じと思うんですけど、今もう売り場面積はオーバーフローしているわけです。消費する側よりも随分、物売りのほうが多いわけなんです。また、したがって、今度、福知山の

駅北開発、駅中で終わりました。また、大きなものが出てきます。当与謝野町にも、また、旧さとうさんの跡、また、水戸谷で新しいドラッグストア、いろいろと開業されています。もうあの種のものは大体、もう行き渡っているわけなんです。だから今、それを、いつ来るかわからないものを、そんなものに期待しているより、町の活性化を。新たなものに目を向けて、もう既に、先ほど申しましたように、前に申請しました開発の申請、あれはもう有効性がないわけなんです。だから、その辺を十分に理解していただいて、もう少し、この分野に目を向けていただきたい。そして、まちづくりの活性化、町の活性化、町をどうしよう、そういうグランドデザインをぜひとも、いま一度、見直していただきたいと、これはもうお願いですが、特に今の、道路1本で町が変わります。人からコンクリートがひどいということもありますが、やはりコンクリートも人も大事であります。ぜひとも、その辺のところの決断を早くされないと、もう合併してから6年ですよ、町長。ぜひとも英断をお願いいたしまして、ちょうどお昼になりましたので、終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑がないということなので、このまま一般会計、続行いたします。

12時回りますけど、続行いたします。

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、反対討論を求めます。

反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、賛成討論を求めます。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、議案第37号 平成24年度一般会計予算について、賛成の立場より、会派を代表し討論させていただきます。

平成24年度の予算額は歳入歳出とも112億2,640万円で、昨年比では2.4ポイントの増額となっており、災害対策をはじめ商工費にも強化が図られ、大変厳しい財源の中で、将来を見据えた工夫のある予算であると評価をしております。

私は平成24年度は与謝野町の未来にとって大変大きな役割を担った年になるのではないかと感じております。今まであまり手のつけておられなかった商工の分野では、民間の方々の熱い思いを集結させました産業振興の基本理念となる中小企業振興基本条例が制定されました。この条例は行政、企業、町民が、それぞれが、それぞれの立場の中で役割を明確にし、その責務を果たすことで、いわゆる自助、共助、商助、公助の精神で産業振興を進めることがまちづくりにつながるという考えであり、この京都府では先陣を切った取り組みが今後、どう生かし、どうつなげていくかが大変重要であり、大いに期待するものであります。

ほかにも後期総合計画の策定、労災計画の見直し、1市2町で進められているごみ処理にかかると協議会、また、総合福祉施設の立ち上げ、加悦中学校にかかる実施計画などなど、将来の町の姿を左右する大変重要な案件が多く、意義のある取り組みが進められることを期待いたします。もちろん議会でも議会基本条例の制定に向けた、今よりも一歩も二歩も前進した取り組みを進め

ており、町の主役である町民の皆さんの一体化が図られ、生活していく上において、合併して本当によかったと感じていただける与謝野町を目指し、日々、邁進する思いであります。いずれにいたしましても、当町の置かれている大変厳しい財政状況に変わりはなく、今後、さらなる行財政改革はもとより、職員の意識改革、そして、我々議会も改革を進め、あすのある与謝野町を、未来を担う子供たちに引き継いでいくことが、今を生きる私たちに課せられた責任だと感じております。

最後に理事者側、行政の皆さんにおかれましては、本議案で指摘されました問題や課題をしっかりとお受けとめ、今後、どう生かし、どうつなげるかを常に念頭に置いていただき、今後、取り組みを進めていただくことに意味のある結果になることを期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

議 長（井田義之） 反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 賛成討論はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、民主みらいの会派を代表して平成24年度の予算案の賛成の立場で討論をいたします。

平成24年度の予算に計上の主要事業は施策体系別によると72事業あります。安心と生きがいがある福祉のまちづくりが72事業、伝統を生かした未来にチャレンジする産業づくりから37事業と、与謝野町まちづくりアンケートの調査結果の町民の要望と合致しており、まさにきょうの心配をあしたの安心にかえる施策となっていることを、まず、評価したいと思います。

個別に見ますと地域住民の期待も大きい加悦の歴史と伝統を生かした新しい加悦中学校建設、高齢者となっても地域の中で暮らせることができるようにと、地域共生型福祉施設の建設、また、生活道であります町道岩屋川線の岩屋地区、四辻地区の完成に向けての工事の進捗も期待されているところであります。また、町民の商いと産業と農業と連携させて振興させる中小企業振興条例が、今議会で制定されることとなります。農業の六次産業化を進展される各課を横断した取り組みも注目したいところであります。これらを実現するためにも、庁舎はどこであれ、総合庁舎化を進め行政機能を集中させ公共サービスを高めていくことが必要であります。

さらに町長のまちづくりの主張、方針となっています、今あるものを大切に成長させることによって地域再生につなげる施策も引き続き推進していただきたいと思います。そのことが地域の歴史と文化を生かした文化的観光の振興が、町外から訪れる人々を魅了する地域づくりになることを願い、期待し、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議 長（井田義之） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、賛成討論はありませんか。

2 番、和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ご苦労さまです。私は日本共産党与謝野町議員団を代表しまして、2012年度与謝野町一般会計予算の採択に当たり、賛成討論を行わせていただきます。

まず、民主党政権は国民への約束をほとんど裏切り、しないと言っていた消費税10%への引

き上げをしようとしています。自民党も賛成だと言っておられます。もし、消費税の引き上げがされるなら、暮らしも商売も成り立ちません。経済はとことん落ち込み、税収は大幅に下がり、経済危機と財政危機に見舞われ、ギリシャのようになるのではないのでしょうか。また、介護保険料、国保税、後期高齢者保険料など、町民の負担が一層ふえるなど、今後も医療費や税などの引き上げが予定されております。そのため暮らしは一層厳しくなります。また、ほかの社会保障の削減も計画をされており、町民にとっても町行政にとっても大変厳しい国の予算のとなっております。与謝野町の新年度予算の特徴は、まず、前期総合計画の総仕上げの年であることです。

二つ目に、中小企業振興基本条例が府下で初めて制定され、いよいよ産業振興を一層進める土台がつくられた与謝野町にとって記念すべき年です。既に4月から始まる新たな第5期介護保険計画、障害者計画及び障害者福祉計画がつくられました。また、年度中には庁舎内に続き、町ぐるみで温暖化対策に取り組む地球温暖化対策実行計画の作成と実行も始まります。そして、ごみの焼却炉の建設に向けた候補地選びも始まりました。地震、津波、原発事故や放射能汚染に対する防災計画の見直し、第二次行政改革大綱の作成、パソコンによる業務システムの見直し、何よりも総合計画の後期計画策定も行われます。このように多くの施策が変わる年です。

三つ目に、全町内や公民館など、公共施設への光ファイバー網の敷設が終わり、防災行政無線のデジタル化もこととして終了できます。情報化へのハード面が終わり、今後、これをどう使うかが問われる年です。

四つ目は、加悦中学校の建設、小学校のプールの改修など教育施設の整備、地域共生型福祉施設の建設と支援、有害鳥獣対策、命の里事業の継続、無農薬農業への取り組み、KYTの職員の増員と、IPグローバルアドレスサービスの導入やメールなどの拡充、後野地区公民館の整備、河川や道路などの暮らしの基盤整備を進める建設事業も多く取り組まれております。残念ながら国保税の引き上げはされるものの、引き上げ額を抑えるための独自の繰り出しをはじめ水道会計の安定化や石川診療所でのリハビリ棟建設など、財政が厳しい中でも適切な繰り出しがされております。これらの視点で予算内容を検討し、質疑を行いました。予算内容や答弁などで町の総合計画の総仕上げにふさわしい予算であり、取り組みがされることを評価し、また、今まで以上に町民とともに計画がつくられ、実行される町に前進しようとしている姿勢も評価できるものであります。

質疑で指摘しましたが、大飯原発を再稼働させないこと、消費税を増税させないこと、介護保険や国保への国の負担をふやすことなど、町民の命と暮らしを守るためには国や府にはっきりと物を言うことが極めて大切です。また、多くの計画をつくり、実行するためには職員の働きが欠かせません。職員削減で、なかなか新しいことに取り組むのが困難な状況があるとの答弁もありましたが、職員が新しい問題や課題に先進的に取り組むことをサポートできるような体制にすることも大変重要です。借金を減らす計画の案も明らかにいただきました。今後、借り入れも含めて早くから計画的な財政運営に取り組み、町民負担の増加やサービスの切り下げにならないように努めていただくよう指摘をさせていただいております。

最後になりましたが、与謝野町政は合併以来6年、財政が大変厳しいもとで町営バスの運行や子供の医療費無料化の充実、KYTネット網と有線テレビの全町的整備、住宅改修助成制度の創設、京の豆っこ米事業、そして、中小企業振興基本条例制定など、住民に喜ばれる先進的事業を

進め、京都府下はもちろん全国からも注目されてきました。このことに町民の皆さんとともに大きな確信を持ち、これから町政運営を進めていただきたいと思います。

町民の暮らしでも町の運営でも大変厳しい状況が続く中、今後も課題が山積しておりますが、住民や職員とともに乗り越えて前進していただくよう表明し、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（井田義之） これにて討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第37号 平成24年度与謝野町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。変則ではありますけれども、午後1時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時16分）

（再開 午後 1時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

日程第4 議案第38号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、簡易水道について、質問をさせていただきたいと思います。

今回の予算の資料の中で与謝野町水道整備計画が、28年度までの整備計画が出されております。これは上水も関連いたしますので、そういったことで質問をしますので、一つよろしく願いをしたいというふうに思います。

特に東日本大震災を受けてライフラインの耐震化というのが昨今叫ばれております。災害時においても安心・安全で安定した水の供給が重要課題であるというふうに思っております。そのための対策は日常から立てていかなければならないと、変えていく必要があるだろうというふうに思っておりますし、その意味で、この震災後の水道管の耐震化が特に問題視されておるというふうに思っております。したがって、与謝野町の実態を一つ教えていただきたいというふうに思っております。京都府内では26.3%、これ全国的な平均よりも、全国平均は30.1%ですか、大体31%ですか、それより京都府も下回っておるといことなんですが、与謝野町の水道管の耐震化の実態を一つご説明を願いたいと思います。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。まず、水道管の耐震化についてでございますが、先ほど、ご紹介のありました京都府内での耐震化の平均が26.3%、それから全国平均では31%というような状況の中で、与謝野町の耐震化についてはどうなのかというご質問でございます。それを申し上げる前に、この今の耐震化の数値につきまして、この拾い方といいま

すか、一定の条件がございます。と申しますのは、水道管の耐震化につきましては、基幹水道管、基幹管路、主要水道管ですな、簡単にいいますと、主要水道管についてどうかというような内容になっております。主要水道管と申しますのは、水源から浄水場までの導水管、それから、浄水場から配水池までの送水管及び各家庭への配水管につきましては、途中、本管から各家庭へ分岐して取り出す、その分岐して取り出していないほう、いわゆる配水管として、そのみでずっと走っておりまして、それをさらに枝分けして細い配水管から各家庭へ分岐するまでの、要するに給水管を途中で取り出していない配水管が主要水道管に当たるということになります。

もう一つございます。それから、今回の、この調査については簡易水道は該当してなくて、上水道だけが、この全国の耐震化率に対する調査対象になっております。したがって、今の全国平均の31%に対するお話で申し上げますと、与謝野町につきましては現在の岩滝上水道が該当するということになるわけですが、このときの調査の報告では、いわゆる与謝野町の場合ですと岩滝上水道になりますので、先ほど申し上げました導水管、送水管は、すべてが主要水道管となりますし、それから、配水本管につきましては男山の配水池から浄水場までの分ということになりまして、その辺でいきますと、結果から申し上げます、耐震化はゼロという形になります。ただし、従来のダクタイル鋳鉄管という鋳鉄管があるんですけども、その中でも全国耐震適合地盤判定マップとかいうのがありまして、その地盤判定マップで、その地域がどうかという図示がしてある部分があるんです。それに基づきますと、一部耐震適合となるものがございます。したがって、先ほど申し上げました岩滝上水道の中で主要水道管のうち、この一部耐震適合となりますのをカウントしたとすると60.7%という数値になるんですが、前回の調査では、これについては、さらに地盤情報を加味して詳細な判定をなさないと、したほうが望ましいですよというような注釈がございましたので、その部分については今回は入れてなかったということです。したがって、このときの報告ではゼロ%という計上をさせていただいておりますが、この部分を拾っていきますと、次の調査では60.7%という数字になるということでございます。

それから、今のは上水道のお話ですし、現在の簡易水道につきましては、調査対象にはなっておりませんが、今の形でいいますと、先ほどと同じように導水管、送水管がすべてと、それから配水管については途中で分岐をしていないということが条件になりますので、配水管については現在、新加悦上水道絡みでやっています配水管あたりは、これに該当します。したがって、ちょっと数値までは拾い上げておりませんが、耐震化部分はあるというようなことになります。以上でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 14番（糸井満雄） なる説明していただいたんですが、ちょっとわからない部分が結構あるので、どうかと思うんですが、これ新聞紙上でもご存じのように、出ておりましたんですね。水道で、簡易水道は、これは除外だというふうには、私ちょっと受けとめてなかったもので、私は、ただ上水道でも簡易水道でも、私は一緒ではないかなというふうに思うわけですね。それで新聞によりますと、京都府も26.3%で、南丹市なんかは48.1%、低いところは大山崎が5.2%で、与謝野町はゼロと、こういう記載をされておるわけです。ですから、京都府としても今後、避難者に大きな影響が出るとして指導に乗り出すと、こういう記述になっておるわけ

す。今、聞きますと、上水場で60.7%、そして簡易水道でもかなり高い数字で耐震化ができておると、こういうことのようなんですが、それがどういうことで耐震化になっておるのか、ちょっとわかりませんが、この基幹管路ですね、これは導水管と配水管と配水本管と、この三つあるわけですね。その管は耐震管と耐震適合性のある管と、これ二つあるように、私、ちょっと調べたらあるんですけども、与謝野町では、これどちらを使っておるんですか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。与謝野町の中で耐震適合管と耐震管、どちらを使っておるかというご質問だったと思います。先ほど、60.7%の数字を上げさせていただきましたのは、先ほど申しあげました耐震適合地盤判定マップによって耐震適合と評価しようという部分です。これについては耐震適合管のほうです。と申しますのは耐震化されている水道管というのは、どういうものかと申しますと、いわゆる管と管の接合部の問題なんです。管と管の接合部が、地震や何かがあったときに、引きちぎられるとか、抜ける可能性が高いということで、それを引きちぎれたり抜けたりしないようにする構造をとったものを耐震化した水道管ということになるんです。ダクタイル鋳鉄管の中で古いものでも、いわゆる抜けどめのストッパーがついた部分がございます、それについては適合管として扱いたいということなので、先ほど申しあげました地盤判定マップの中で、そこに該当している部分については適合管にしましょうと。

それから、耐震化された管と申しますのは、さらに、それが、いわゆる抜けるときにくさびみたいになってロックがかかるような構造になった部分があるんです。その管を使っている部分については耐震化した管ということになります。それから、ポリエチレン管と申しまして、いわゆる、その接合部分を融着という方法、いわゆる溶かしてくっつけるというんですか、それによってなった部分については、これも耐震化した管にしましょうということになっております。したがって、現在の上水道については、今時点では、先ほど申しあげましたように適合管を使っております。耐震化という形になりますと、実は、これは耐震化された管としては主要配水管ではありませんので、数値としては上がりませんが、現在、国道178号で行っております布設がえをしています管、これについては、耐震化した管を使っています。ただし、各戸へ給水管を分岐しておりますので、この調査という耐震化率には反映されませんが、管としては、今現在は、そういう管を使っています。

それから、同様に簡易水道につきましても、古いものについては適合地盤判定マップで、ある部分については耐震化として、適合化として見ることもできますけども、実際ちょっと町の中で、それがどうというふうなことについては、まだ、拾っていません。ただ、このところ新加悦上水道の中で布設をさせていただいておる管につきましては、いわゆる耐震化された管を使っておりますので、この部分について、分岐がなければ耐震化した管として耐震化率として計上ができるというようなことでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今、聞いておられますと、かなり耐震化ができておるといふふうに理解しておるわけですが、この日にちは、いつだったか忘れてしまったけれども、京都新聞によりますとゼロ%ということなんで。これは、どうでこうなったのかなということが、ちょっと私は不可解だったわけなんです。今、聞いておられますと、上水も簡水も、そういう管を使っておると、いわゆ

る耐震管ではなしに、耐震適合性のある管、一部耐震管も使っておると。耐震管は、言われたように、いわゆる接合部分が離れないというのが耐震管らしいですね。それも一部使いながら耐震化をしておると。60.7%といたらかなり高い数字なんでね。そこら辺が、なぜゼロ%になったのか、私はちょっとわかりませんが、それはそれとして、上水は60.7%いきました。簡水のほうは、じゃあどれぐらいのパーセントに、今なっておるのか、わかりますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。まず最初に今回、新聞報道等に出てきました耐震化率の報道でございますが、これにつきましては、2010年度、いわゆる平成22年度に行われた調査によるものです。私どものほうが、実は、先ほどから申し上げております全国耐震適合地盤判定マップによる判定で適合性のあるという判断を計上することにつきまして、上げてなかったということがゼロ%につながったということでございます。その場合、詳細な判定を行う場合は、さらに地盤情報等を加味することが望ましいというようなことがございましたので、調査につきましては上げなかったということでございます。

それから、二つ目の現在の簡易水道における耐震化率についてはどうかというご質問でございますが、これにつきましては大変申しわけございませんが、数値として拾っておりませんので、現在のところ、ちょっとまだわからないというようなことで、申しわけございません。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 数値としてわからないということですが、一度、また、きょうでなくても結構ですので、一つ知らせていただきたいなというふうに思います。

この耐震化には、今、申し上げておりました基幹管路、導水管、配水管、あるいは配水本管、このほかに、いわゆる浄水施設と、それから配水池が含まれておると、耐震化には、厚労省のいう耐震化にはですよ。そこら辺も、どうなっておるのか、実態がわかれば明らかにしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。水道本管だけではなくて、いわゆる浄水場、配水池等の構造物についてどうかということでございます。水道施設構造物をつくる場合につきましては、一応、その設計基準としまして、まず、レベル2に対応するというので、そのレベル2と申しますのは、その地域に起こり得る地震の最大級の地震にも耐え得るという状況の施設を設計しなさいと、したがって、この地域で申し上げますと阪神大震災が平成7年でございますので、男山浄水場等の施設については、それ以降に、平成10年から着工しておりますので、いわゆる阪神大震災に耐え得る構造であるということになります。

ただし、配水池等については一部古い部分もございますので、その部分については、それまでの数値ということになっておりますので、現在の状況に合致するかどうかについては、不明であるというか、耐震診断等をやっつけなければならぬということになります。簡易水道施設につきましても同様でございますが、平成7年以降につくられた部分については、すべて、そのレベル2という形で耐震化をしております。それから、その中でランクがあるんです。ABCというランクがありまして、いわゆるレベル2と、その中でABCというランクがありまして、そのABCという部分については、いわゆる、その地震が来たときに、どういう状況にあることが条

件というのがあるんです。Aにつきましては、地震が来ても多少の損壊といったら崩れてしまうのであかんですけれど、いわゆるひび割れ等があってもすぐに修復が可能な状態というふうなことになります。当町の平成7年度以降の施設については、その構造でつくっておりますので、はっきり申し上げたら、阪神大震災クラスの地震が来てもひび割れ程度で修復が可能な施設であるということになるかと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） ということは配水池、浄水池、浄水施設ですね、一部ちょっと不明なものがあるけれども、今のところは阪神淡路大震災程度の地震には耐え得る構造になっておるといふふうに理解をしたらいいんでしょうか、全体的に。簡水も、それから上水も含めて、レベル2という、いわゆる地震に耐え得る構造として、町としては設備が整っておると、一部を除いてですよ、配水池で、まだ何か不明な点があるらしいですけども、そういうことで、私のほうは理解をしておいたらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。程度問題にもよるとは思うんですが、一部壊れる部分は出てくるとは思いますが、十分耐え得る施設であるという認識で結構かと思えます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） じゃあ最後に、この水道事業の今後の整備、あるいは管理の問題ですけども、上水でも今は60.7%の耐震化率ということですし、簡水については、今のところちょっとわからないということなんです、今後の方針として、やはり水というのは大変町民にとって大事な問題でございますので、これは100%にするのが一番いいわけですけども、やはりこの耐震化率を上げる方策というのか、そういったものを考えておられるのかどうか、この整備計画の中では、それが見られんわけなんです、そこら辺はどのようにお考えになっておられるのか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ちょっと一つご承知おきをいただきたいのは、いわゆる今、与謝野町で入れております配水管、本管でない部分ですね、これは分岐して各戸へ給水をしているわけですけども、この部分については、いわゆる本管が仮に大丈夫であっても、その分岐したところから、どんどん破損が出てきますと、いわゆる復旧に相当な手間をくってしまうということでございます。したがって、関係が大きいものについては耐震化した管を使っているとは思っていますが、例えば、75ミリであるとか、50ミリであるとか、従来、ビニール管を使っている部分、その部分についてまでということになりますと、そういうふうに各家庭に給水しておりますので、あまり意味がないんじゃないかというようなことがございます。

したがって、これにつきましては、常時汎用性のあるビニール管ですし、そういう部分は、いわゆる復旧の速度、復旧のスピードですね、そちらを重視させていただいて、いわゆる特殊な構造の管を復旧しようと思いと、材料の手配、あるいは埋設による技術上の問題、そういった部分が、さらに加わってまいりますので、ごくごく一般的な給水管、排水管については復旧のスピードを重視するというので耐震化したような管についてまで考慮する考えが、今のところはありませぬ。ただ、例えば管径が150であるとか、200であるとか、そういった部分については従来から铸铁管を使うこととしておりますので、そういった部分につきましては、仮

に分水を立てるようなことがあっても、耐震化した管を使っていきたいと。それから、新たに布設がえ等を考慮する場合には、やはり多少ちょっと効率性の問題も実際に計画する段階では考慮しなければならないと思いますが、その配水本管として扱う部分を、その市街地区域にも広げていく、それを耐震化することで水が町中まで行き渡った状態を確保するというようなことについては考えていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 耐震化だけのことを申し上げますと、課長が言われましたように送水管と、いわゆる導水管、配水管本管ですね、これが対象になるわけなんです、いわゆる家庭に行っておる支線といいますか、支管といいますか、これについては対象にならないわけなんです、これも大事なことは大事なので、だけど、やっぱり本管を耐震化にしておけば、ある程度のことは救われていくのではないかなというふうに思っております。ですから、この導水管、配水管、送水管、こちら辺の耐震化は、今後もやはり計画の中に、できるだけ盛り込んでいただいて、これが、いわゆるある程度の地震に耐え得る、そして、町民が安心できる、そういう水道の設備を、これからも心がけていただきたいなというふうに思っておりますので、今後とも、一つ努力をお願いをして質問を終わりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第38号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第38号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第39号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。これより議案第39号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第39号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第40号 平成24年度与謝野町下水道特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

- 14番（糸井満雄） 1点だけ簡単に質問をさせていただきます。昨年度、10月の議会で22年度の決算をいただきましたときには、課長のほうからやっと空水量がなくなったということで報告を受けて、やっと安心しておったわけですが、今回の24年度の予算を見ますと、どうもこれは予算ベースではあるけれども、空水量が発生をしておるといふふうに思うんですが、なぜこういうことになるのか、22年度の決算で空水量がなくなったのに、また、24年度では、この予算では空水量が出てくる、23年度の決算はわかりませんが、なぜこういうことになるのか、いささか不可解ですので、一つ説明をしていただきたいなど。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、糸井議員、ご質問の空水量負担の件につきまして、ご説明申し上げます。先ほど糸井議員おっしゃいましたが、空水量負担につきましては、22年度からではなしに、既に平成18年度から空水量負担は発生しておりませんということは、これまでから説明させていただいておると思っておりますけれども、ということでございまして、ただ、この京都府に対しまして、排水負担金をお支払いしますので、この支払い方法と申しますのが、覚書によります責任水量ですね、計画排水量から算出します排水負担金、これを4分の1ずつ四半期ごとに支払うこととなります。したがって、計画排水量に基づきます排水負担金、これの4分の1ですので、年度末の精算の時点でたくさんの減額がされることとなりますけれども、それを見越しまして、あまり大きな査定をいたしますと納付が不可能になるということがございますので、当初予算の段階では若干の査定を加えまして当初予算に計上させていただいております。そして、方法といたしましては、年度末の精算の時点で多額の減額が発生しますので、最終的に減額補正をさせていただいて、それで収支を合わせておるといふ状況でございますので、糸井議員のご質問の答えといたしましては、22年度の決算におきましては計画排水量に基づきます排水負担金から精算によりまして排水負担金が減額されておりますので、空水量が発生しておりませんが、本年度、24年度の当初予算におきましては計画排水量から算出いたします排水負担金に若干の査定を加えまして予算計上いたしておりますので、その段階では、当初予算の段階では、まだ、空水量が発生しておることとなります。

ですが、年度末の精算の時点では、今からはっきり見通しが立ちませんので、年度末の精算の時点で減額補正で対応をさせていただきたいということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 14番（糸井満雄） 私、頭が悪いのか、あまりよくわからないのですが、決算では減額補正をすると、

予算では、ある程度の水増しといったらおかしいけども、さばを読んで計上しておると、安全数値を計上しておるとというのがいいのかもしれませんが、負担金については、そういうことではないかなというふうに思うわけですが、あまりにも22年度の決算と比べても、負担金が4,500万円ぐらいふえておるわけですね、特環で、公共でもふえておりますし、私は特環で空水量が、まだ整備中ですので、発生するのは、これはある程度やむを得んのではないかなというふうに思うんですが、公共では私は空水量は発生しないのではないかなと、もう100%できてるわけですので、私は、そういうふうに思うんですが、特環でも、やはり空水量は出てるということで、何ぼ予算であっても、私はちょっと不可解な気がするわけなんで、もう少し正確に試算の上、計上してもらったほうが、我々としてはわかりやすいなというふうに思います。あまりにもふえておるとのことなんで、23年度の決算を見な、私わかりませんけども、18年度から空水量はなくなっておるとのことでしたら、予算上でも空水量はなくなるような予算にすべきではないかなというふうに私は思うんですけれども、そういう考え方ではないかなと思います。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたしたいと思います。先ほども申し上げましたが、京都府に排水負担金をお支払いしますが、計画排水量から算定いたしました排水負担金、この額を4分の1ずつ、四半期ごとに支払います。したがって、それは予算と関係なしに請求がございますので、それについてお支払いせんなんということになります。それを、実を言いますと22年度の当初予算の時点では、年度末の精算見込みを非常に厳しく査定いたしまして、当初予算の時点では空水量がなくなっておったんですが、それでいきますと、年末の12月の時点で排水負担金見込みを京都府からいただきました資料では、ちょっと予算が賄えないというようなことが心配されました。そういうことがございましたので、平成23年度からは当初予算の見積もりでの査定を若干、安全側に働かせて、現在では当初予算の計上をさせていただいておりますので、予算と、それと実際に表どおりに払います納付の方法とちょっと食い違いが出ますので、安全側といえば安全側なんですけど、実際に京都府にお支払いができないと困りますので、年度末で精算はするものの年度途中の三四半期中で支払いが不可能になるということもできませんので、そういうことで当初予算の時点で若干の査定はいたしますけれども、あんまり厳しく査定いたしますと、最終的な支払いが厳しくなるということもございますので、今のような方法をとらせていただいておりますのが現状でございます。

議長 長 糸井議員。

14番（糸井満雄） 安全係数で計上されておるんだらうというふうに理解をしておきたいと思いますが、最終的には、やはり決算を見な、これ仕方がないかなというふうに思いますので、また24年度の決算が出た時点で、あるいはまた、23年度の決算が出た時点で、またこれについては質問をさせていただきたいというふうに思っています、予算については以上で終わります。

議長 長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第40号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第40号 平成24年度与謝野町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
日程第7 議案第41号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第41号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第41号 平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第8 議案第42号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1 番(野村生八) それでは、24年度の介護保険の特別会計について質問します。

既に、この介護保険については、本議会で和田議員が一般質問で取り上げ、条例でも取り上げさせていただきましたので、大きな意味では大体、質疑をしておりますので、さらに細かい部分について質問をさせていただきたいと思います。

まず、第5期のサービスの利用の見込みということで計画の内容をいただいております。その内容を見ますと、居宅サービスは当初ふえずに、徐々にふえていくという形、ふえずにというか、23年度よりも減って、26年度ようやく23年度見込みに近づくという内容ですし、地域密着型サービスについては、段階的に徐々にふえていくと、介護保険施設サービス、いわゆる特老です、これらの部門については急激にふえていくというのが特徴かなというふうに思っています。

そこで、まず地域密着型サービスですが、これは、とりわけ小規模多機能のサービスが大きなウエートを占めています。これについては、順次ふえていくわけですが、この第5期の計画というのは、現在、既にほぼふえるところはふえるということでの見通しはできているんですが、

今後も引き続きふえていく内容で組まれているのか、その辺は、この5期の中での、どういう計画のくりになっているのかお聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の小規模多機能の給付費の今後の伸び等についての答弁をさせていただきたいというように思います。

この小規模多機能といいますのは、例えば地域密着型で登録をしていただきましたら、そこでデイサービスでありますとか、ショートステイ部分、それからホームヘルパー部分について、すべてのサービスが使えるということになっておりまして、登録をしていただくと、その施設以外のサービスが逆に使えなくなります。したがって、そういった施設ができますと、新しい方の利用が確保してきて、ずっとこの施設を使われるというイメージになりますので、例えば、いきなり24人の受け入れ可能な施設であっても、最初は2人とか3人とかからスタートとして、ずっとふえていくということがございますので、一遍にぽんとふえないということで、地域密着型については、少しずつふえていくというようなイメージとなっております。

それと、施設整備の今後の計画なんですけど、今、加悦地域に2カ所、野田川地域に地域密着1カ所ということで整備しておりますけれども、今後についても、やはり地域共生型の施設、大きなものができますけれども、今後については大体、大きな施設型の建物は、これでおしまいということで、今後についても地域密着、また居宅サービス部分については、少しずつ伸ばさせていただきたいというような計画を立てております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 第5期の中でも、さらにふやす内容が盛り込まれているということで受けとめさせてもらいます。

居宅サービスですが、先ほど言いましたように、23年に比べれば24年がぐんと減ってですね、だんだんふえていくという内容ですが、こういう認定を受けられる方は年々ふえていくわけですが、どういう組み立てで、こういう数字になっているのかお聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 以前、介護保険の保険料改定のときに資料をお配りさせていただいておりますけれども、これを見ますと23年度の給付費と比べまして、24年の給付費につきましては減っております。これにつきましては、特別養護老人ホームの建設が進みまして、そこに在宅で一生懸命頑張っていた方について、若干入っていただくということでありますので、施設サービスがふえれば、その分がそっくりふえるということではなしに、施設サービスにいくまでに使われていた老健でありますとか、在宅サービス部門が、一たんは減って、それから施設の入所が60床なんですけど、60床埋まれば、だんだんだんだんまた、在宅サービスがふえていくというふうなことから、一時的に居宅サービスが減ったということでご理解いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この居宅サービスは、そういう形で減って、施設がふえるということになるということですが、とりわけ、今、言われた移動している数字を見ると、施設のふえ方が非常に大きくて、居宅介護サービスの減り方は、それに比べれば少ないというふうな受けとめられます。つ

まり施設に入って、そして、サービスを受ける。安心して暮らせるようになる。そういうことにかかわるサービスの量に比べれば、現在の居宅サービスで施設に入るまで、入る必要があるけども、あきがないので居宅サービス、いろんな組み合わせでもって、今、待っていただいているという方のサービスが少ないのではないかという面と、あるいは十分であっても居宅のほうが、施設に入るよりも費用が少ないのではないかという、両面あるかなというふうに思っています。

こういう、今回の、この移動が、今、言われたようにあるわけですが、これについては、こういう側面で見ればどのように分析をされておられますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員がおっしゃっていただきましたように、施設サービスについては、一人入っていただくと、必ずきちとした定額、特別養護老人ホームあたりでしたら、一月に25万円から30万円程度の費用額が発生します。そういったことで、しっかりと介護給付費をお使いになられるということになっておりますけれども、在宅の場合については、やはり使えるサービスの限度内ということがあったりしまして、それも介護度によって使えるサービス費用は違うんですが、この施設サービスに比べると、議員のほうが、先ほどご案内ありましたように、使われるサービス費用については、安いということが言えます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 和田議員の答弁で、当町は在宅を中心に進めていくということを答弁をされました。福祉の先進地では、既に、そういう施設から在宅へというのはかなり進んでいましてね、高齢者の思いも、家で安心して暮らしたい、そのために高齢者専用の住宅が進められたり、そのためには、いろんな取り組みがされています。そういうことなしに、在宅というわけにはいかないんですが、それらについて、そういう形で居宅か在宅でということであれば、この居宅サービスそのものが、さらに充実させていくという、そういう取り組みがないと、いわゆる待機者が減るということにはなかなかならないだろうというふうに思います。そのために必要な取り組みというのが、この第5期の中では、どのように検討されたのか。

もう1点は、特養についていえば、そういう意味で特養がふえればふえるほど給付がふえて、介護保険料が上がるというのが、今の介護保険の仕組みになっています。

現在、与謝野町では、そうして特養を今回ふやしたけども、あと在宅で頑張るということですが、宮津は待機者80に対して、特養を二つふやす。さらには三つ目をつくろうというふうな思いもあったように聞いています。その辺で、お隣の町なので、一定、そういう形で正反対みたいな印象を受けるんですが、その辺も含めて、この地域全体として、どういうサービスを提供するかということについては、何か話し合いがされているのかどうかお聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 第4期と第5期の在宅でのサービスの充実について、どのようなものを考えたかというご質問でありますけれども、これについては、今までから一般質問等で質問いただいた内容でお答えもしておりますけれども、一つには包括支援センターの充実というのがございます。今まで要支援1、2の方についてのケアマネ部分を包括が担ってたんですが、それプラス健康づくり事業であったり、権利擁護事業であったりということが、本当に日々の相談なんかを聞いておりますと、ここの部分をしっかりと相談体制を整えて、心配事に対して対応していきたいとい

うようなことから、人も5名体制を6名体制にするというようなことの充実をしております。

それから、もう一つ特別養護老人ホームの建設についてです。今、宮津市さんについては、ご案内ありますように二つ程度の特別養護老人ホームの建設というようなことがございますけれども、やはり与謝野町としましては、今までから申し上げておりますように、在宅中心のサービスをやって、なるべくお家のほうで暮らしていただきたいというようなことで進めております。

また、高齢者の方のアンケートを調査した中でも、やはり在宅、家で生活をしたいというような要望がたくさんございますので、こういったことで、在宅を中心に事業を展開しておりますけれども、宮津市さんについては、特別養護老人ホームを建てるということで対応されるということで、そのあたりについては、やはり与謝野町と近隣の市町さんとは若干の温度差がありまして、そのすり合わせ等については、特に私、与謝野町とのすり合わせはありませんでしたけれども、特別養護老人ホームの建設については、相談がけがございまして、それについては市内で賄える人数程度以上のものについては、やはりお控えになるべきだというようなことは言っておきましたので、そういった、その部分については協議をした部分もございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 基本的に自宅で安心して暮らせるために、そういうサービスと、身近なところに小さな事業所をどんどん進めていただくという、今の取り組みをしっかりと進めていただきたいと思っております。

次に、それを支える人材について質問します。介護報酬、国の全体では1.2%の引き上げというふうに言われていますけれども、これについて、前回3%引き上げ、職員の人件費等々が安くて人材が集まらない、事業所も赤字でなくなっていくという中で、3%の引き上げがされましたが、これでは効果がなかったということで、その後、別に直接、いわゆる処遇改善の交付金という形で職員の人件費だけに充てるようにという仕組みで、3%分がさらに追加をされました。それを含めると、実際には、その部分が今回、介護保険の中に入りまして3%分が、その部分が保険料にはね返って引き上げられているという、こういう問題も今回の引き上げの内容にはありません。その部分を含めると、これが0.8%のマイナスになるということになっていると思っております。そうなりますと、それによって1万5,000円を引き上げるということで、国のほうで別立てで、介護保険外で手当したわけですが、これが減らさざるを得ないということになりますと、前にも職員の人材確保で質問がありましたが、マイナスの影響を与えていく、さらには、それを保障すれば事業がマイナスになるという方向に、また戻ってしまうのではないかとというふうに危惧をしております。

こういう中で、今までもありましたが、加悦の施設をはじめ宮津でも新しい施設をつくるための求人をされていますが、今後、こういうことが悪影響になっていくと思っているんですが、課長は、この問題についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護報酬の単価の改定等についてです。ご質問いただきましたけれども、この改定については国が決めますので、なかなか与謝野町独自で決めるという問題ではございませんので、そのあたりについては、その単価でやっていかなければならないということは認識しておりますけれども、先ほど、おっしゃいましたように、本当に介護職員さんの賃金が低かったと

ということで、第4期の改定では1万5,000円程度の給与の引き上げということで、単価の改正もされ、ご案内がありましたように、介護職員の処遇改善交付金というのを施設のほうに直接国から補助をされ、このように待遇改善のためのお金が出てたわけなんです。これが今度の改正によっては、その介護職員の処遇改善交付金部分、事業所に直接補助の分がなくなって、単価の改正をされたということで、それでは3%相当分が、事業にいった分が報酬の中でも、やっと組み込まれてしまうと、下がるというようなことをごさいます。そのあたりについては本当に、今、ご指摘いただいたように、町としては、どうすることもできませんけれども、やはり一番大事なのは、こういった福祉を支える、また、介護を支えるというのは、人が支えますので、そのあたりについては、やはり手厚く対応がいただきたいという思いは持っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、ありましたように、今回、結局は、介護保険として、保険税にも、それがはね返りしていくということで、国は直接、出していた分が減ると、大幅に減るということで、それが保険者と、そして事業所という形に、覆いかぶさってくるということですから、こういうことに対しての、こういうことにならないような形での方向へ流れを返すということが必要だろうと思っておりますので、討論で述べましたように、ぜひその点については府を通じてものを言っていたきたいと思います。

最後に、町の直接の事業ではないというふうに聞いておるわけですが、京都府が介護保険返戻事業ですかね、地域活性化事業で行うというふうに聞いています。これについて、どういう取り組みで、どういうふうに戻戻がされるのかお聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど、ご質問をいただきました介護保険返戻地域活性化事業でございます。これにつきましては、ご案内いただきましたように、京都府の制度ということで、今年度3億3,000万円の予算が立てられております。これについては、どのようなものかと申し上げますと、基準日については、まだ、不明なんですけども、その基準日において満90歳以上であるということで、その方で、この10年間に介護保険のサービス利用実績がない方に対して、3万円のプレミアム券ということで、これに1割のプレミアム分をつける商品券ということになりますので、本人さんがお使いになられるのは3万3,000円分の地域振興券ということになっております。

その地域振興券を京都府さんのほうが申請をしていくわけなんです。大体、このフロー図を今、見ておりますと、6月の初めぐらいに、先ほど申し上げました90歳以上で10年間介護保険のサービスを使っておられない方、また、滞納がない方については、京都府のほうから交付申請書の案内がありまして、この申請書を出せば、さらに9月中旬ぐらいに京都府のほうから送られてくるということでもあります。これによって、高齢者の方についても、そういったサービスを使っていない方の特例といいましょうか、それが、恩恵が受けられますし、また、先ほど申し上げましたように、その地域、商店街で使える地域振興券を交付するということになっておりますので、その地域の活性化にもつながるといふ二つの面がございますので、今回については京都府さんの、この制度というのは斬新的な制度で、日本でも京都府が今回、初めての制度かなということで、これは高く評価をさせていただきたいというように思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 対象の方に直接案内も行くようですが、全員の方が、これが受けられて、地域の中で使われて、活性化につながるということです。町のほうでも、できましたらフォローのほうもよろしく願いをしておきたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩をいたします。

ちょうど3時まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時49分）

（再開 午後 3時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、介護保険特別会計予算の審議を続行します。

質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、介護保険にかかわりまして、2点ほど質問したいと思います。

今、介護保険の返戻地域活性化事業について、野村議員さんから質問がありまして、課長から、その詳細が説明されたわけですが、課長のところでは該当者は、本町の場合、これ何名あるというふうに思っておりますか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護保険の返戻事業についてなんですが、90歳以上の方ということがありますし、また介護保険のサービスを使っておられない方というのがございますので、これについてはかなりチェックをしていかんと出ません。したがって、今の現在では私の手元では何名というのをつかんでおりません。けれども、京都府全体としましては9,500人ということで、京都府全体では9,500人分、3億3,000万円を計上しているということで、大変当町の分については、まだ、ようつかんでおりません。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そういった制度が走りかけましたら、ひとつよろしく願いをしたいと思うんですが、本日お尋ねしたかったのは、この介護支援ボランティア制度なんですね、これ、私もかねてから、このことを申し上げておまして、これ5年ほど前に東京の稲城市でスタートをいたしまして、現在では1万人を超えるような制度になって、全国ですけども、そういうふうに聞いております。したがって、これだけ介護保険料が上がってまいりますと、何とかそれを低くできないかということの中で、このボランティアに参加することによって、ポイント制で、先進地の例を聞きますと、最高5,000円ということになっておると聞いておるんですが、このあたりのことについて、課長は、どのように聞いていらっしゃいますか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご案内がありました介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援ということで、ご案内いただきましたように、東京の稲城市がスタートされたということでございます。そして、私どもの通知がありましたのが、平成19年5月11日付で来ておまして、この介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動を支援するということがあります。これの制度については、地域支援事業の介護予防事業で実施するという内容になっておまして、このボランティアをされるごとにポイントを与えるという制度であります。例を申し上げますと、

1時間程度ボランティアをされますと1ポイント、最高1日に2ポイントを限度ということで、これは年間ずっとためまして、そのポイントを換算するときには最高5,000円のいろんなサービスが使えるたり、また、取り組んでおられるところについては、その切手とか地域商品券とか。いろんなサービスが、そのポイントで換算できると、このようなことになっておりまして、元気な介護認定を受けておられない高齢者がボランティアをされたときのポイント制ということで、導入されている市町村がふえつつあるという状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この制度は、単に介護予防効果ということにとどまらず、やはりお年寄りの方の連帯感といいますか、そういう地域にかかわる協力の助成、あるいは地域の活性化、住民同士の連帯感を養うのに大きな効果があるということで、厚労省のほうでも大体12～3円の効果があるのではないかなというふうに先進地の実績として評価されておりますが、仮に今これを当町でやろうと思いますと、厚労省の認可を受ける、そういうことが必要になっておりますか、そうではなしに、やろうと思えばいつからでもできると、こういう制度なんでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど申し上げましたように、平成19年5月に、こういった通達が来ておりまして、これについては国のほうの登録をするということではなしに、こういったことについては、介護予防事業の中で取り組みますよということの通達がございますので、独自で取り組んでいけるんじゃないかなというように思っております。

ただ、これをやっていく中で、一つ調整していかなければなりませんのは、これはボランティアを受け入れていただく事業所の関係についてが、きちっとしていかなければなりません。いろんな福祉事業所の中でボランティアに入っていただくとなると、どこの部分にボランティアさんが入っていただいて、だれが、この時間を確認して、どのようにポイントをするかというようなことがありますし、また、そういったポイントの判定委員会等も町のほうで設置しなければなりません。先進地を見ておりますと、事業的には市なり町が行いますけれども、社会福祉協議会等への委託するというようなこともございますので、これについては、まだまだ協議をしていかなければならないなというように、私、今の段階では、そう思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今、課長のほうからありましたように、例えばポイントの管理でありますとか、あるいは、受け入れとか、そういったことで調整すべきことが多いということでございますが、ぜひこういった部門が全国的に広がっておる、そういうことで、この近辺でも聞いてみますと、京丹後市さんもやられている、宮津市さんもやられてますか、やられてません。京丹後市さんはやられている。そういうことでございますので、ぜひとも一つご検討をいただきたいと、このことをお願いしておきます。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、議案第42号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第42号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第9 議案第43号 平成24年度与謝野町土地取得特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第43号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長(井田義之) 起立全員であります。
よって、議案第43号 平成24年度与謝野町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第10 議案第44号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。
9番、家城議員。

9 番(家城 功) それでは、国保会計の診療所についてお聞きいたします。

この診療所は、昨年7月より丹後中央病院の協力によって充実した診療が受けられるようになり、患者数も一月当たり約100人ぐらいの増加があったというふうにお聞きしております。また、診療所を経由することによって、丹後中央病院で受診する際の手間が短縮されたりと、便利になったというようなお話も聞いておりますし、休日当番医も受けられるということで、診療所としての機能がだんだん充実してきているのではないかなと、そういった中で、リハビリ棟を新たに整備ということですが、詳しい内容につきまして、確認も含めまして教えていただきますようお願いいたします。予算としては3,800万円の内訳等々、また、規模だとか設備など教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

議 長(井田義之) 泉谷保健課長。

保健課長(泉谷貞行) 家城議員のご質問にお答えをいたします。予算書で514ページでございます。
中ほどに財産管理経費といたしまして、リハビリ棟に關します設計監理委託料300万円、それ

から工事請負費2,700万円、リハビリ等器具費として800万円、合計3,800万円予算計上をさせていただいております。

現段階での概要でございますが、このリハビリ棟の増設につきましては、診療所の敷地内駐車場に、交差点側になりますが、建築を予定しております、規模といたしましては100平方メートル程度を予定しております。間取り等は現時点では詳細には決まっておりますが、理学療法士が活動をいたします治療スペースでありますとか、リハビリの訓練スペース、また、ジムコーナー等の予定をしております。ワンフロアとしまして、間仕切り程度で仕切るといふふうなことでございます。また、診療所の増設によりまして、駐車場が狭くなることから、医師住宅側でございます、現在、プレハブ倉庫、それから駐輪場、また、倉庫等がございますが、それを撤去をいたしまして駐車場を確保したいというふうに思っております。さらには、隣接します民家との境にフェンス等も設置していきたいというふうに考えております。

それから、リハビリ等の器具費でございますが、医学療法士が活動します外来リハに必要なベッドでありますとか、訓練用の電動ベッド、低周波治療器等々、それから、マシントレーニングといたしましてレッグプレス、チェストプレス等、品目については、現在いろんな情報を集めながら研究しているという段階でございますが、一応、施設の中に充実した機器でもってリハビリを行ってきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 近年、障害のほうも多様化、また重度化しております、それに伴ってリハビリの分野でも技術の発展や高度化ということで、専門的なサービスが求められているような時代になってきております。今、大体の概要をお聞きしたんですが、今回の施設で、どの辺までの対応ができるのかというようなことは了解されておりますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 現在も診療所の中で外来リハということで、整形外科の先生の指示のもと、外来でお見えになった患者さんにリハを提供させていただいております。あわせまして、訪問リハということで、これも従来、平成19年から活動しておりますが、在宅でのリハということで、お宅に訪問いたしまして、リハをさせていただいております。

病院等で充実したリハは受けていただけるんですが、退院後に在宅になったら、そのリハを受ける環境が大変乏しいというふうなことから、この地域において、その環境が乏しいことから、行政としまして、補完する意味も含めて訪問によるリハを提供させていただきまして、患者さんの早期治療、早期機能回復を目指すということで頑張っておりまして取り組んでおります。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） このリハビリの分野におきましては、予防という分野もあると思うんですが、そういった取り組みは大変重要であるのではないかと、今、退院後の在宅リハに対応するというような内容でしたが、この予防という分野のほうの取り組みというのは、今のところ考えておられませんでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。ただいま答弁させていただきました内容は、実際に要介護2ないし3の方を対象に介護保険の診療報酬をいただきながら活動しているという状況で

ございます。

それで、理学療法士の活動の一つといたしまして、介護保険の介護予防活動事業の中で、現在、介護認定は受けておられないけれども、介護予防、介護にならないための予防といたしまして、65歳以上の対象の方に保健事業といたしまして、いろんな予防活動といえますか、そういったことを、保健師も含めて理学療法士も参加する形の中で、リハビリ教室でありますとか、介護予防事業、おたっしや倶楽部、物忘れ予防教室等の事業も取り組んでおります。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 新たな取り組みをしていただいて、有効に施設を活用していただく中で、現在の運営状況に、どれぐらいの患者数の増が見込めたりとか、また、理学療法士を雇うことによって支出もふえるわけですが、収入面で、どれぐらいの見込みが考えられるか、試算はされておられますか。

議 長（井田義之） 泉谷福祉課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。診療所の運営状況につきましては、先ほど家城議員もご質問の中でございましたが、昨年7月からの丹後中央病院によります医師体制の、その体制になりましてから、現在まで大体、前年度対比で、昨年度が月平均500人であったのが、現在では月平均600人というふうな形で、毎月100人の患者数の増というふうになっております。そういった中で診療報酬につきましても、当然、増が見込まれてくるわけなんですけど、現時点で、国保連合会等から入金しますものが二月おくれで来ることから、なかなか今時点で23年度の見込みを立てるとというのが難しいわけなんですけど、23年度でいいますと現時点で6,000万円の診療報酬の予算を見させていただいておりますが、23年度、現時点での見込みでは6,500万円から6,700万円程度、500万円から700万円ほど収入がふえるんじゃないかというふうに見込みを立てております。あわせて、先ほどの訪問リハの収入につきましても、現時点で、当初予算では350万円の予算を見ておりますけれども、今の実績見込みでいきますと510万円が見込めるのではないかと、すなわち150万円程度収入増になるというふうな見込みを立てております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 予算書を見ておると、毎年2,000万円ぐらいの赤字補てんという形で、一般会計から繰り入れをされとるわけですが、24年度もリハビリ棟の3,800万円、関連する部分は理解できるんですけど、赤字補てん分として2,300万円が、また上がっております。

先ほどの答弁では、診療収入も上がって、訪問の収入も若干上がって、大方1,000万円ぐらい上がってくるのかなと、よいようにとらまえば、と思っておるんですけど、赤字補てんの分は全然変わりがないという部分がちょっと理解しにくいんですけど、その辺はどういった思いの中での2,300万円なんでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷福祉課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。確かに議員おっしゃいますように、決算ベースで申し上げますと、20年度からでも2,000万円、あるいは2,250万円というふうな繰り入れをお世話になっております。そういった中で、予算としましても、24年度の当初予算でも赤字補てん分は2,300万円という計上をさせていただいております。

歳入面では比較的低目の設定で歳入を見込むというふうなこともございますのと、あと24年度の当初予算の積算に入りますのが11月ごろ、12月というふうな時期で24年度の歳入を見込むという、そのタイムラグのこともありまして、低目に設定したり、そういう安全側をとるといいですか、そういったことも含めて予算を計上させていただいております。

したがいまして、歳出のほうでは、必要な経費については、歳出のほうでは100%をみさせていただいておりますので、財源不足については一般会計の繰入金をお世話になるということで膨らんでくるということになります。

ただし、先ほども23年度の状況を若干申し上げましたが、決算を立てます、その時期には、一般会計からの繰入金というのは精査しますと、少し減った形でお世話になれる形で落ちつくんではないかなという見込みを立てております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 国保税も増額されました。町民の厳しい状況というのは、もう変わりはなく、さらに厳しさが増しております、負担もふえておる中で、こういった医療のほうで充実したりハビリが受けられたり、予防がしていただけるということは非常にありがたいことなんですが、この赤字補てんが、当然のようになるのではなく、この2,000万円が来年には1,000万円なり、再来年には半額になる、そういったような取り組みをつなげていっていただくことが、町民にとって一番大事な部分ではないかなと、せっかくだいいことをさせていただいても、赤字補てん分がふえていく一方では、何をしとることか、さっぱりわかりませんので、そういった部分できちとした取り組みを今後、進めていただきますよう、お願いしまして質問を終わります。以上です。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。確かにおっしゃいますように、繰入金を極力減らしていくんだという気持ちを、原課のほうでは持っております。そういった中で、今の体制になって、丹後中央病院から派遣されている先生ともお話をさせていただくんですが、いろんな経営面での工夫を、プランを立てていただいております。例えば、往診、それから夜診もしてみたいというふうなこともお聞かせいただいております。それから、ABC検査といたしまして、胃がんの危険度を検査するピロリ菌の検査といたしまして、血液検査になるんですが、近隣の病院ではしてないということも取り組んでみて、住民の方のニーズにこたえたいというふうなことも言っておりますし、効率化のために院外処方も考えていきたいというふうな、いろいろ工夫して改善に努力をさせていただいているということでございます。

町といたしましても、23年度でデジタルレントゲンを導入いたしました。それとあわせて、電子カルテも導入しております。そういった中で、なれるまでに少し時間がかかるかもわかりませんが、少しでも効率化を図りながら、運営に向けて努力していきたいという思いで頑張っておりますので、いましばらく見守っていただきたいというふうに思います。

9 番（家城 功） よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、国保の事業会計について、保健課長に質問いたします。

これについても、条例のときに一定しておりますので、その他の部分についてのみ質問させていただきます。まず、時間がなくなるとあきませんので、先に質問させていただきたいのは、24年度も6,300万円ほど、保険給付費がふえるという当初予算になっています。23年度ふえた分よりは少ないわけですが、この医療、この医療の多くの部分が、この地域では与謝の海病院に支えられているという部分があるだろうと思っています。この与謝の海病院が来年4月から府立医大の附属病院化という話が前にも取り上げましたが、一層、進められているということで、新聞でも報道されています。これについては、オブザーバー参加ということで、地元の方も参加をされているようでございますが、現状ではどこまで進んできているのか、まずお聞きをいたします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員お尋ねの京都府立与謝の海病院のあり方検討有識者会議という会議が昨年8月31日、第1回目としまして、2月1日の第3回目をもちまして、提言としてまとめられています。その提言書の中から、協議としてされたことを若干、紹介させていただきたいと思いますが、まず、現状認識及び課題といたしまして、丹後医療圏において医師不足、診療科の偏在があるというふうなことです。

それから、この地域は高齢化率及び三大疾病による死亡率が非常に高いが、受診率は低く、他医療圏への流出が見られるというふうな実態があるということでございます。そういう中で、府立与謝の海病院といたしましては、医師の若年化、勤続年数の短期化、一部診療科で医師不足の状況が見られるということでございます。

さらには、経営状況として収支は改善されておりますが、なおも赤字の状態が続いているというふうなことでございます。そういった中で、一層の医療の充実が求められるというふうなことで、病院経営における収支の一層の改善の必要があるということでございます。

そういう中で、協議の方向性として、今後のあり方の中で与謝の海病院の経営形態につきまして地方独立行政法人、京都府立医科大学の附属病院化を図るべきという結論に達せられました。理由といたしまして、診療科によります医師の絶対数は不足している場合もあると思っておりますけれども、また、これまで医師の所属が違うため、派遣手続が煩雑であったというふうな状況の中で附属化することによりまして、人事交流が活発となるということで、それによる医師不足の解消、診療科偏在の解消というふうなことが解消される可能性があるというふうなことでまとめられております。

それには、当然、病院機能の充実も求められるわけでありまして、この丹後地域におきます与謝の海病院の役割としては、地域医療を担うという役割、そして、京都府立医科大学では高度医療を提供するという両者の役割を踏まえつつ、連携することによって、お互いを補完し合いながら、医療の提供をしていくということでございます。当然、連携に必要なシステムの統一化でありますとか、そういったハード、ソフトを含めました整備については、京都府のほうで積極的に進められるというふう聞いております。

そういった中で、来年25年4月の移行を目指しまして、ただいま条例改正でありますとか、国への手続等を精力的に進めておられるというふう聞いております。以上でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その中で、与謝の海病院の抱えている問題、今、答弁ありました内容は以前から地元でもいろいろと問題になっていることが出されていたというふうに思います。この府立医科大学の附属病院化になって、今の、住民が与謝の海病院に抱えている不安がなくなれば、本当にいいわけですが、これが本当になくなるのかどうかということが非常に気にかかる場所なんです。

それで、検討委員会の中身の議事録とか、府立医科大学の理事会の議事録などを見ても、今、一番、前から問題になっている、脳神経外科の緊急手術ができなくなっている。今も引き続きできない。これが解消されるのではないかと期待があるわけですが、これについては附属病院になったからといって、脳神経外科の医師を派遣するような余裕はないということが議事録にも載ってるわけですね。そういう意味では、この附属病院化だけで、この問題がやはり解決できないと、前から言ってるように、京都府下のすべての病院、医師の取り組みはもう始めていただいておりますから、そこに依拠した取り組みがないと解決できないということに、この中でもないかというふうには受けとめるんですが、これについては地元の町の保健課長として、どのように受けとめて、これらについて、やはり積極的に緊急手術ができて、命が守られるという、こういう立場での発言をしていただく必要があるのではないかと、取り組みが必要ではないかと思ってるわけですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。私も会議に出席させていただく中で、地元の声として発言する機会がございました。そういった中で、今の与謝の海病院の、外からですが見た形での地元としての声、先ほど野村議員も申されました脳神経外科等の休診による、その復活といえますか、そういったことも要望として地元の声があるというふうなことも発言させていただきました。

そういった中で、委員の中にも認識としては、そういうことは十分承知しておるということもご発言がありましたし、一方では、先ほど野村議員が言われましたように、この附属化が100%の移行することによって100%解決するということにはならないと、医師自体が絶対数が不足しているものもあるので、そういったことには期待を大きく持つべきではないというふうなご意見も確かにございました。しかしながら、こういった附属化によりまして、一つの組織といえますか、そういったことになって、これまでの敷居が取り払われるということもございまずので、より活発な人事交流がされていくんだらうというふうには、お話を聞いて感じましたし、あと連携という意味では、与謝の海が担う役割、100%こっちで完結するような医療が提供できるかといえば、やはりそうではないと思います。先ほども言いました、与謝の海病院は地域医療を担う病院として丹後医療圏にあります。

それと、府立医科大学は高度医療を提供するとしての位置づけで京都市内にあります。双方が連携して、交流しながら連携することによって、お互いを補完し合うんだというふうなことで、システムも統一化されて、いろんな遠隔診断でありますとか、いろんな医療の面での連携を図りながら進めていくというふうなこともおっしゃっていただきましたので、そういった意味でいつときには改善の方向に向かうかどうかはちょっとわかりませんが、そういう方向に向けて、将来に向けて、必ずやいい方向に向くのではないかとこのように感じて、大いに期待しているところでござ

ざいます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ほかにも、若い医師が多くて、また早くかわられると、すぐにおんならんようになるというふうな不安もあるわけですね。また、今の話だと、与謝の海はもちろん地域医療もあるわけですが、高次機能を受け持つ、そこに特化しないと無理ではないかという委員長のコメントもあつたりとかいうふうな形で、今まで努力していただいたんですが、かなりその方向性が変わる可能性もあるというふうにも受けとめましたので、本当に住民が安心できる方向にいくような形にさせていただく必要があるだろうと思いますので、ぜひ引き続き、どんどんものを言っていたきたいというふうに思っています。

次に、収入の面の479ページに国庫負担金、この見込みが予算計上されています。見ますと増額のように思うんですが、24年度の予算が。聞いているところでは、平成24年度は国の定率国庫負担が34%から32%に引き下げられて、そして、都道府県の財政調整交付金が7%から9%にふやされるということで聞いています。その辺で、この辺の組み方と、ちょっと受けとめが合わないわけですが、その辺はどういうふうに24年度に制度改正がなされるのか、どういう目的でこれがされるのか、お聞きします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国保の歳入予算の国庫支出金、また、府支出金の24年度当初予算の計上についてお尋ねかと思っております。

この国庫支出金の中で、療養給付費等負担金が、先ほど34%から32%に改正されるというご発言がございました。私どもも、そのように改正の内容を承知しておりまして、それに基づいて24年度、計上はさせていただいております。計算といたしましては、療養給付費の実績、医療費の実績によりまして、32%なりの率を掛けたものが、ここに歳入予算として計上しておりますので、前年度、23年度医療費が大幅に伸びているというふうなことから、国庫支出金の療養給付費負担金の中では2.2%の伸びを見込んでおります。率は下がったんですが、医療費の実績に伸びがありましたので、結果、増ということで見込んでおります。

一方、府支出金の財政調整交付金につきまして、7%から9%になるということでございますが、これにつきましても、原課では承知しておりまして、それに基づきます歳入の見込みを立てておりまして、前年度比較いたしますと4,095万3,000円、44.8%と、大幅な伸びというふうに見込んでおります。ただ、当初予算の段階では、いろんな見込みを立てる数字が不確定な要素もございますので、年度に入りまして、より精査されて、補正対応をしながら対応していきたいというふうに思っております。

それで、府の財政調整交付金の増について、使用目的と言いますか、こういった目的に使用されるのかということですが、国が指名しております内容といたしましては、歳出のほうで共同事業拠出金というのがございます。これには80万円超の高額医療費共同事業拠出金と、30万円から80万円の保険財政共同安定化事業拠出金と、いわゆる二つの共同事業がございまして、その30万円から80万円までの保険財政共同安定化事業拠出金、これは、その対象医療費を共同、府内市町村で合わせまして、それぞれ市町村の拠出金を決めていくという、再保険事業になるわけなんです、それが大幅に拠出金が上がるようなことになった場合、この2%ふえ

た財源を補てんしていくと、財源に使っていくというふう聞いております。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この国と府の負担割合の変更の財源については、いわゆる年少扶養控除が地方税についても廃止ということで増税になっていきます。これの一部、1, 526億円が使われているというふうに言われてるわけですね。条例のときにも指摘しましたが、そもそも弱い人たちが集められている、この国保、所得が低いわけですから、こういう国保の保険料が健康保険よりも率が高いという、非常に国保の制度そのものが、今、異常な事態になっているわけで、国が、そこに財源の手当をすることがないと、国保がもたないという事態なわけですから、このような、国が減らす分に対して、地方に負担をさせるというやり方でやるというのは、こういう方向じゃない方向にやらないと、本当に地方の国保というのはもたないというふうに思いますし、こういうやり方は、やっぱりするべきではないということ指摘をしておきたいと思います。

それから、今、この使い道の中身の説明がありました。この共同事業拠出金を、そういう形でやるということと同時に、15年から、この共同安定化事業、これを、今、言われた高額だけではなくて、すべての医療費について広域化でやるということを目指して、今回、こういう形で改正がやられているということも含まれているというふうにも聞いています。これによって、一人当たりの医療費が少ない自治体では負担がふえるというふうにも聞いているわけですね。こうやられますと、一層、医療費を使っていない、この地域の負担がふえる、これは結局、広域化に持っていくための一つのステップだというふうに思うんですけども、広域化されれば、さらに繰り入れが禁止になるということで、当町でも、本当にこれが大変だということで、保険料が大変だということで、24年度も繰り入れをして全額保険料にはね返らないようにと頑張っていたいております。ほかの多くの自治体もだんだんそういうところがふえて、頑張っているわけですが、こういうこともできない、さらには医療費の使っていないところの保険料がむちゃくちゃ引き上がるということで、いわゆるこういう流れというのが、さらに心配な方向にいくのではないかと、いうふうに思っています。こういうふうな流れの中で、また、保健課長も大変だと思うんですが、どのような今の、この24年度の変更、それから15年度からの取り組み等々もご存じだと思うんですが、お考えをお聞きしておきたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷福祉課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。議員ご発言のように、市町村の国保の抱える構造的な問題といたしまして、先ほどのご発言もありましたように、国保においては年齢構成が非常に高いというふうなこと、それから、医療費の水準が高い、一方、所得水準は低いというふうなことから、保険料負担が重くなっているというふうなことがございます。そういった中で、国といたしまして、国保問題の構造的な問題への対応というふうなことから、社会保障と税の一体改革によりまして、国保の支援策を打ち出されております。それにつきましては、財源を伴いますので、消費税の導入というふうな条件がつくわけなんですけど、財政支援として2, 200億円というふうなものを打ち出されております。あわせまして財政運営の都道府県単位化の推進というふうなことでございます。その流れの中で、先ほど言われました平成27年度から都道府県単位の共同事業、先ほど言いました保険財政安定化事業等の共同事業を拡大していくということで、対象医療費を30万円から1円まで下げていくというふうなことが検討されておまして、使い道

も、先ほど言いました財政調整交付金の2%ふえた分の財源をそちらに使っていくというふうなことを聞いております。

そういった流れでということ承知しておりますが、一方、広域化されることによりまして、標準保険料というものが設定されることとなります。それによりまして、試算はできておりませんが、今まで以上に負担がふえるというふうな可能性がございます。そういった中で、医療費の実態を申し上げますと、京都府内、南北に長い地形の中で医療費の格差というものがございます。そういった中で不均一の保険料の設定が必要ではないかというふうに考えております。その中で、京都府におきまして設置されております広域化協議会というのが設置されておりますけれども、その中で、ただいま、るる申し上げました共同事業の見直しでありますとか、都道府県単位の一元化に向けた、こういった手法でやっていくというふうなこと、それから、その中には保険料の協議も当然、含まれておりますが、そういったものが四つの作業部会に分かれて協議が進められておりますので、その中で、また当然、発言する機会があると思っておりますので、意見を申し述べていきたいというふうに思っております。

議長 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 京都府が、先進的に取り組んでいる完全な国保の、広域の一元化ということになりますと、さっき言ったようなことが、問題点が本当に大きくて、大変な事態になると思います。一方で、今、言いました共同安定化事業、いわゆる府単位で、そういう調整がされるという、この部分だけの広域化という中で、今の見込みのような医療費が少ない、所得が低いところに負担がふえるようなやり方ではなくて、反対の、その辺がきちっと府下で同じような負担割合になるという、そういうふうな形の調整機能が働くような、共同安定化事業に、ぜひしていただくように、取り組んでいただきたいということを指摘して質問を終わります。

議長 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（井田義之） ご異議なしと認め、議案第44号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第44号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時10分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時55分）

（再開 午後 4時10分）

議長 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行します。

着席願います。

次に、日程第11 議案第45号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、議案第45号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第45号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12 議案第46号 平成24年度与謝野町財産区特別会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより採決を行います。議案第46号について採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第46号 平成24年度与謝野町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 議案第47号 平成24年度与謝野町水道事業会計予算を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（井田義之） これより議案第47号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第47号 平成24年度与謝野町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これにて散会します。
次回は、あす3月28日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。
本日はお疲れさまでした。

(散会 午後 4時13分)